

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年6月28日
【事業年度】	第32期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
【会社名】	グローム・ホールディングス株式会社
【英訳名】	GLOME Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 菅原 正純
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂一丁目12番32号
【電話番号】	03(5545)8101（代表）
【事務連絡者氏名】	経営企画部 部長 涌井 弘行
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂一丁目12番32号
【電話番号】	03(5545)8101（代表）
【事務連絡者氏名】	経営企画部 部長 涌井 弘行
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第28期	第29期	第30期	第31期	第32期
決算年月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月
売上高 (百万円)	8,288	3,904	2,470	1,798	1,238
経常利益又は経常損失 () (百万円)	2,219	46	346	268	192
親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社株主に帰 属する当期純損失() (百万円)	2,227	255	208	348	198
包括利益 (百万円)	2,646	75	226	345	194
純資産額 (百万円)	3,708	7,341	7,656	8,006	7,768
総資産額 (百万円)	11,127	8,303	8,900	8,432	8,362
1株当たり純資産額 (円)	669.37	811.66	835.41	867.29	840.79
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失() (円)	400.62	38.82	23.09	38.47	21.91
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	-	-	23.08	-	-
自己資本比率 (%)	33.4	88.5	85.0	93.1	91.0
自己資本利益率 (%)	-	-	2.8	4.5	-
株価収益率 (倍)	-	-	40.5	31.0	-
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	3,700	2,691	196	755	187
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,332	695	172	769	38
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	7,416	2,225	276	364	45
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	945	2,103	1,848	2,964	2,769
従業員数 (外、平均臨時雇用人員) (名)	59 (0)	48 (0)	62 (0)	61 (0)	72 (0)

(注)1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第31期は希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、第28期、第29期及び第32期は1株当たり当期純損失であるため記載していません。

(注)2 第28期、第29期及び第32期は、親会社株主に帰属する当期純損失のため、自己資本利益率と株価収益率を記載していません。

(注)3 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第30期の期首から適用しており、第30期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第28期	第29期	第30期	第31期	第32期
決算年月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月
売上高 (百万円)	4,390	149	222	150	496
経常利益又は経常損失 () (百万円)	1,473	1,106	380	357	24
当期純利益又は 当期純損失() (百万円)	2,406	1,136	125	192	45
資本金 (百万円)	1,199	3,049	3,049	3,049	3,049
発行済株式総数 (株)	5,560,400	9,051,000	9,051,000	9,051,000	9,051,000
純資産額 (百万円)	2,539	7,384	7,348	7,161	7,163
総資産額 (百万円)	9,050	7,876	7,885	7,417	7,433
1株当たり純資産額 (円)	456.78	814.98	801.13	773.90	773.91
1株当たり配当額 (円)	-	-	6.00	5.00	-
(うち1株当たり 中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失() (円)	432.87	172.86	13.85	21.23	5.02
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	-	172.74	-	-	5.02
自己資本比率 (%)	28.1	93.6	91.9	94.4	94.2
自己資本利益率 (%)	-	22.9	-	-	0.6
株価収益率 (倍)	-	923.8	-	-	129.0
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 (外、平均臨時雇用人員) (名)	19 (0)	10 (0)	15 (0)	16 (0)	16 (0)
株主総利回り (%)	56.8	141.2	83.3	106.3	58.3
(比較指標:配当込み TOPIX) (%)	(90.5)	(128.6)	(131.2)	(138.8)	(196.2)
最高株価 (円)	1,677	2,152	2,341	1,441	1,527
最低株価 (円)	566	526	700	708	605

(注)1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第28期、30期及び31期は1株当たり当期純損失であるため記載していません。

(注)2 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所グロース市場におけるものであり、それ以前については東京証券取引所JASDAQ(グロース)におけるものであります。

(注)3 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第30期の期首から適用しており、第30期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【沿革】

1987年6月	当社設立（商号：(株)フォルザインターナショナル）
1992年7月	商号を本荘エステート(株)に変更。不動産賃貸事業を開始
1995年7月	商号を(株)ロジコムに変更
2005年3月	大阪証券取引所へラクレス（後の東京証券取引所JASDAQ（グロース））に株式を上場
2013年7月	東京証券取引所と大阪証券取引所の統合に伴い、東京証券取引所JASDAQ（グロース）に上場
2016年10月	持株会社制へ移行 商号をLCホールディングス(株)に変更
2017年10月	子会社 (株)LCメディコム（現 グローム・マネジメント(株)）を設立
2018年6月	不動産関連事業から医療関連事業への本格的転換に着手
2018年8月	子会社 グローム・コネクスト(株)（現 グローム・ワークサポート(株)）を設立
2018年9月	子会社 グローム・マネジメント(株)の医療関連事業において、アライアンス先医療機関の総病床数が2,000床を突破
2019年10月	商号をグローム・ホールディングス(株)に変更 子会社 (株)LCメディコムからグローム・マネジメント(株)に商号を変更
2019年12月	子会社 グローム・マネジメント(株)の医療関連事業において、アライアンス先医療機関の総病床数が3,000床を突破
2021年1月	子会社 グローム・コネクスト(株)からグローム・ワークサポート(株)に商号を変更 子会社 グローム・マネジメント(株)の医療関連事業において、アライアンス先医療機関の総病床数が4,000床を突破
2021年8月	子会社 グローム・マネジメント(株)の医療関連事業において、アライアンス先医療機関の総病床数が5,000床を突破
2022年1月	子会社 グローム・マネジメント(株)の医療関連事業において、アライアンス先医療機関の総病床数が6,000床を突破
2022年4月	東京証券取引所の市場区分再編に伴い、新市場区分「グロース市場」に上場
2023年8月	子会社 グローム・インターナショナル(株)を設立
2023年9月	福山医療器(株)の全株式を取得し、子会社化

3【事業の内容】

3(事業の内容)

当社グループは、当社、連結子会社4社並びに関連会社1社により構成されています。

医療関連事業セグメント

当社グループは、アライアンス先医療機関への経営指導を含むサービスを重層的に提供することにより、アライアンス先が持続可能な医療機関として地域に密着・貢献し地域医療を担うことを支えるとともに、その対価として業務委託報酬等(当社グループの売上)を受領します。

また、新規事業としてホスピス住宅の運営、新規子会社2社においては、医療器等の販売、海外在住患者に対するサービスの提供をおこなっています。

具体的には、連結子会社において、アライアンス先医療機関(2024年3月末現在:50施設、4,974床)に対して、以下のサービスを提供して、もしくはサービスの提供を計画・検討しています。

<グローム・マネジメント株式会社>

- ・経営・管理・運営の指導
- ・他医療法人等との連携支援
- ・保険・医療・福祉関連の情報提供
- ・医療機器購入支援
- ・薬剤購入支援
- ・在庫管理支援
- ・給食事業支援
- ・貸金業全般
- ・IT化支援
- ・不動産施設管理支援
- ・医療法人等の事業承継にかかる助言及び指導
- ・ホスピス住宅の運営

<グローム・ワークサポート株式会社>

- ・人事・労務を中心とした研修
- ・人事制度の構築支援
- ・諸規定の制定支援
- ・有料職業紹介
- ・事務業務の請負

<グローム・インターナショナル株式会社>

- ・海外在住患者に対する国内医療機関の紹介
- ・海外在住患者に対するオンライン診療の紹介

<福山医療器株式会社>

- ・医療器、介護機器、介護用品、福祉用具の販売及び修理、点検

当社の公表している「施設数」「病床数」は、

- ・有床診療所
- ・病院(介護医療院を含む)
- ・介護老人保健施設
- ・特別養護老人ホーム
- ・介護療養施設
- ・有料老人ホーム(特定施設であるもの)

における認可病床数の合計であり、

- ・透析ベッド
- ・サービス付高齢者向け住宅(特定施設でないもの)
- ・グループホーム
- ・ケアハウス

については、病床数の合計に含めていません。

なお、2024年3月末現在、

- ・無床診療所：6施設
 - ・有床診療所：8施設 / 150床
 - ・病院（介護医療院を含む）：25施設 / 3,694床
 - ・介護老人保健施設：11施設 / 1,130床
- 合計：50施設 / 4,974床となっています。

病院3,694床の分類は、

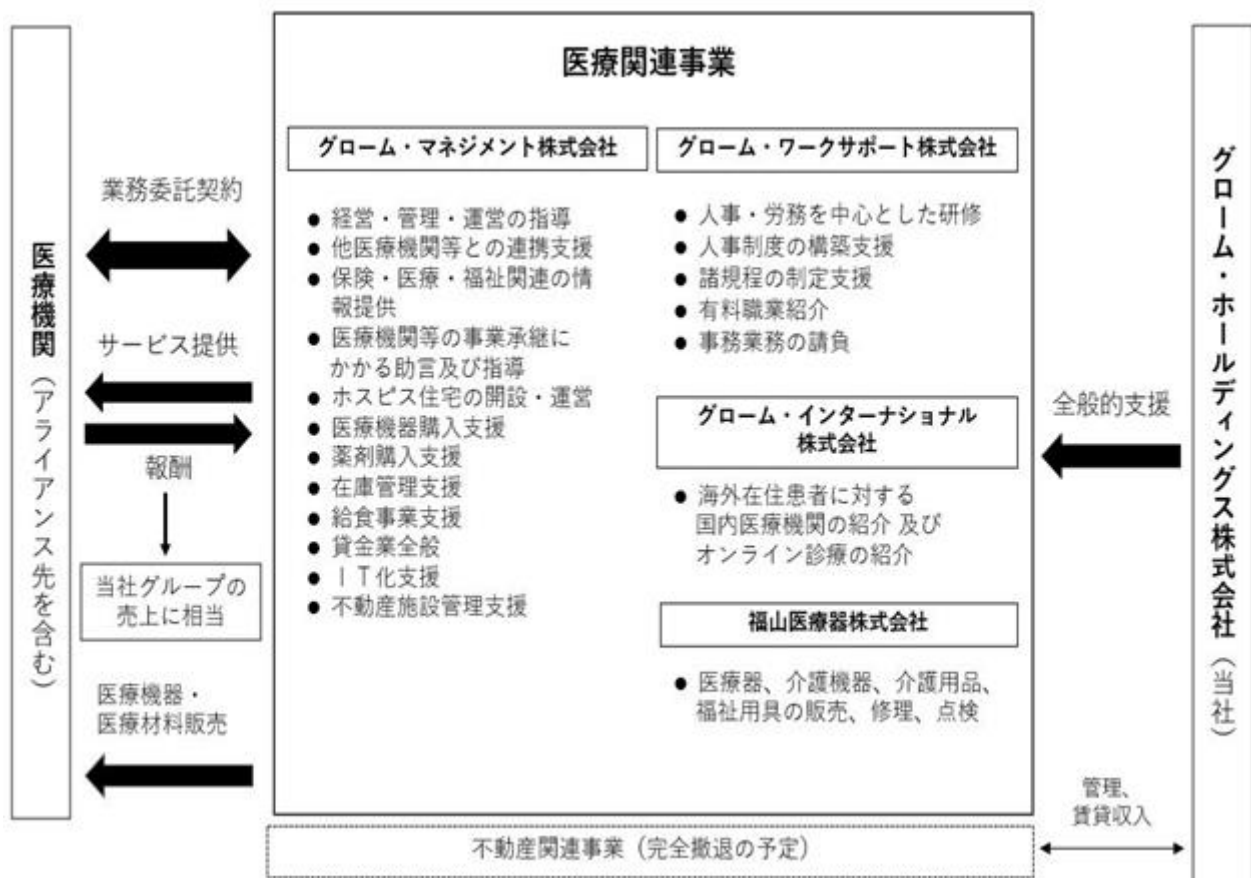
- ・一般：961床
 - ・療養：374床
 - ・精神：2,076床
 - ・介護医療院等：283床
- となります。

不動産関連事業セグメント

不動産関連事業については既に大幅に縮小し、今後、完全に撤退する方針ですが、2024年3月末現在、以下の不動産の賃貸事業を当社グループにおいて行っています。

- ・北海道釧路市所在の商業施設
- ・北海道留萌市所在の商業施設

事業系統図は次の通りです。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金または 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容(注1)	議決権の所有 (被所有)割合	関係内容
				所有割合 (%)	
(連結子会社)					
グローーム・マネジメント株式 会社(注2、7)	東京都港区	285	医療関連事業	100.0	役員の兼任 4名
グローーム・ワークサポート株 式会社	東京都港区	75	医療関連事業	100.0	役員の兼任 3名
グローーム・インターナシヨ ナル株式会社(注4)	東京都港区	80	医療関連事業	100.0	役員の兼任 5名
福山医療器株式会社(注5、 7)	広島県福山市	10	医療関連事業	100.0	役員の兼任 3名
(持分法適用関連会社)					
株式会社D Aホールディング ス(注3)	東京都港区	100	医療関連事業	29.5	グローーム・ホールディ ングス株式会社の 持分法適用関連会社
(その他の関係会社)					
HK BEIDA JADE BIRD INVESTMENT LIMITED	中華人民共和国香港	10,000香港ドル	投資業	(被所有) 22.5	

(注)1 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しています。

(注)2 特定子会社に該当しております。

(注)3 株式会社D Aホールディングスは有価証券報告書を提出しています。

(注)4 グローーム・インターナショナル株式会社を2023年8月に設立したことにより、当連結会計年度より連結の範囲に含めています。

(注)5 福山医療器株式会社の全株式を2023年9月に取得したことにより、当連結会計年度より連結の範囲に含めています。

(注)6 グローーム・プラス株式会社、グローーム・ステイ株式会社及び合同会社シアトル525は、2023年10月1日付で当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しています。

(注)7 グローーム・マネジメント株式会社及び福山医療器株式会社については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えています。

	グローーム・マネジメント 株式会社	福山医療器 株式会社
主要な損益情報等		
売上高	752百万円	303百万円
経常利益又は 経常損失()	148百万円	26百万円
当期純利益又は 当期純損失()	167百万円	17百万円
純資産額	1,055百万円	144百万円
総資産額	1,945百万円	343百万円

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2024年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)	
医療関連事業	56	[0]
不動産関連事業	0	[0]
全社(共通)	16	[0]
報告セグメント計	72	[0]

- (注) 1 従業員数は就業人員です。
- (注) 2 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)です。
- (注) 3 医療関連事業の従業員数が前期末と比べ11名増加していますが、新規に連結子会社が2社増加したことが主な要因です。
- (注) 4 不動産関連事業には専属の人員を配置しておらず、全社(共通)の従業員が兼務しているため0名としています。

(2) 提出会社の状況

2024年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
16 [0]	50.4	3.2	7,603,095

- (注) 1 従業員数は就業人員です。
- (注) 2 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)です。
- (注) 3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでいます。
- (注) 4 平均年間給与が前期末と比べ高くなっていますが、その主な理由は、従業員の期中での採用、退職によるものです。

セグメント別従業員の状況

2024年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)	
不動産関連事業	0	[0]
全社(共通)	16	[0]
合計	16	[0]

- (注) 1 従業員数は就業人員です。
- (注) 2 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)です。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されていませんが、労使関係は円満に推移しています。

(4) 管理職に占める女性従業員の割合

提出会社

当事業年度				
管理職に占める女性労働者の割合(%) (注) 1	男性労働者の育児休業取得率(%) (注) 2	労働者の男女の賃金の差異(%) (注) 3		
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
33	-	-	-	-

- (注) 1 提出会社は、総従業員100名未満であり、管理職については、部下の人数に関わらず、シニアマネージャー(一般的な課長級)以上の従業員の人数を使用して割合を算出しています。
- (注) 2 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものです。
- (注) 3 提出会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定による公表義務の対象ではないため、労働者の男女の賃金の差異については記載を省略しています。

連結子会社

当事業年度					
名称	管理職に占める 女性労働者の割合(%) (注)1	男性労働者の育 児休業取得率 (%) (注)2	労働者の男女の賃金の差異(%) (注)4		
			全労働者	正規雇用労働者	パート・ 有期労働者
グローム・マネジメント(株)	25	-	-	-	-
グローム・ワークサポート(株)	0	-	-	-	-
グローム・インターナショナル(株)	-	-	-	-	-
福山医療器(株)	-	-	-	-	-

(注)1 連結子会社は、総従業員100名未満であり、管理職については、部下の人数に関わらず、シニアマネージャー(一般的な課長級)以上の従業員の人数を使用して割合を算出しています。

(注)2 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものです。

(注)3 グローム・インターナショナル株式会社及び福山医療器株式会社には管理職従業員はいません。

(注)4 連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定による公表義務の対象ではないため、労働者の男女の賃金の差異については記載を省略しています。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりです。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものです。

(1) 経営方針

当社グループの経営方針として、全役職員が以下の「Our Purpose and Mission」「グローム役職員の行動準則」「ESGへの取り組みを」を共有しています。

「Our Purpose and Mission」

- A. 我々の経営指導等により医療機関の持続性を確かなものとし、これにより患者様の幸せに貢献する。
- B. グループの全役職員が誇りを持って働ける職場環境を提供する。
- C. 成果を市場を通して社会に還元する。

「グローム役職員の行動準則」

- A. 遵法
社会の善き一員として、全ての行動および意思決定が遵法であることを最優先とする。
当社が顧客とするのは医療機関であり、その開設者と非営利性の確認は医療法の根幹とされており、その「遵法」は全てに優先する。
- B. 人
プロフェッショナルとしての自覚と責任を持って行動する。
社内外を問わず、他者の尊厳および様々な価値観を尊重し接する。
職場環境は心身にとって安全・健全でなければならない。
一人ひとりが異を唱える権利を持つと共に異を唱える義務を負う。
評価と待遇は公正かつ適切でなければならない。
- C. 利益
上記の「遵法」「人」を遵守した上で、利益の計上は最優先事項である。
営利法人であり株式会社である当社は、利益を上げ、これを市場に還元することで社会の善に貢献する。
- D. 株主
全ての株主の実質的な平等性を確保する。
事業機密を除き、可能な限りの情報開示・透明性の確保に取り組む。

「ESGへの取り組み」

- A. 環境
徹底した電子化・ペーパーレス化・省資源を進める。
顧客である医療機関による省資源・医療廃棄物削減を強力にサポートする。
- B. 社会
役職員が子育てや介護等に取り組めるように、在宅勤務やスーパーフレックス制の導入等、ワークライフバランスの取れる多様な働き方を用意する。
顧客である医療機関による働き方改革と地域貢献を強力にサポートする。
- C. ガバナンス
コーポレートガバナンス・コードの全原則への対応を進める。
役職員に対して適時適切なコンプライアンス研修を提供する。
顧客である医療機関による情報開示を強力にサポートする。

(2) 経営戦略

2024年3月末現在、当社グループがサービスを提供するアライアンス先医療機関の施設数は50施設、その保有病床数は4,974床となりました。当社グループは2016年12月より医療機関へのサービス提供を開始していますが、これまでに蓄積したノウハウを活かし、アライアンス先医療機関の施設数および保有病床数を着実に拡大させてきました。スケールメリットを活かしながら、アライアンス先医療機関への経営指導を含むサービスを重層的に提供することにより、アライアンス先が持続可能な医療機関として地域に密着・貢献し地域医療を担うことを支えるとともに、その対価である業務委託報酬等（当社グループの売上）を増大させていきます。

提供する具体的なサービスの内容は、前述の「事業の内容」に記載の通りです。

(3) 経営環境

我が国には150万を超える病床があり、民間グループ最大手でも約19,000病床規模と推察される中、所在する地域の人口構成の変化や診療ニーズの変化に十分対応出来ていない医療施設は全国に多数存在し、当社グループがアライアンス先医療機関を拡大させる余地は大きいと考えます。

当社が提供しているサービスや今後提供する予定であるサービスについて、医療機関に特化して重層的に総合的なサービスを提供している企業は数少なく、当社は唯一の上場企業であると考えます。

2023年5月8日から新型コロナウイルス感染症の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）上の位置づけが「5類感染症」になりましたが、アライアンス先医療機関（候補先を含む）へ当社グループの役職員がウイルスを持ち込まないこと、およびアライアンス先医療機関を含む当グループの全役職員の安全を最優先としつつ、研修・講演等の提供、グループ全体での備品の整備等、当グループ全体での感染症対応を進めます。

(4) 優先的に対処すべき事項及び財務上の課題

内部統制体制の強化

当社は、当社連結子会社において2021年3月期第2四半期から2022年3月期に行われた不適切な取引に対し、2022年6月24日に特別調査委員会から受領した調査報告書の結果を踏まえ、同年8月30日に再発防止策を策定いたしました（同年9月28日及び2023年2月17日に一部変更）。ここに至った事態を深く反省し、再発防止策を着実に実行し、このような事態を二度と発生させないよう努めております。また、当連結会計年度より新たに2社の子会社が増加したことに伴い、当社グループ全体の内部統制体制の強化に継続して取り組んでおります。

財務体質の強化

既存事業のアライアンス先医療機関に対する機動的な資金的支援に加え、当連結会計年度より新たに立ち上げたホスピス住宅事業、オンライン診療事業、医療ツーリズム事業の設備投資や先行費用にかかる資金の確保のため、財務基盤の強化とともに、必要な資金の確保に注力してまいります。

医療関連事業の推進

2023年3月期より中断していたアライアンス先の新規獲得を再開しておりますが、当連結会計年度においては、新規アライアンス先の獲得は実現できませんでした。2025年3月期におきましては、再発防止策の実行を継続するとともに、スケールメリットを活かしたアライアンス先への経営指導を含む重層的なサービス提供に引き続き注力してまいります。さらに、当連結会計年度より新たに連結子会社となった福山医療器(株)においては、医療機器および医療材料販売等の規模拡大のほか、新たに立ち上げたホスピス住宅事業、オンライン診療事業、医療ツーリズム事業が本格始動し、これにより売上の実現を見込んでおります。

不動産関連事業からの撤退

不動産関連事業については、2024年3月末現在も所有する2件の商業施設について、時期は未定ながら、売却価格や収支等を勘案しながら売却を検討する方針です。

経営体制の安定化

2023年1月に新役員体制を発足し、当連結会計年度においては、新経営体制の安定化に注力いたしました。当連結会計年度に新たに2社の子会社が増加したことに伴い、新たな子会社役員人事が行われたため、2025年3月期においては経営体制の一段の強化を図るとともに、当社グループ全体の事業を安定的かつ着実に進捗させることを目指してまいります。

(5) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、アライアンス先医療機関の施設数およびその保有病床数を客観的な指標としています。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（2023年1月31日内閣府令第11号）による改正後の「企業内容等の開示に関する内閣府令」第二号様式記載上の注意（30-2）の規定を当事業年度に係る有価証券報告書から適用しています。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

（1）経営環境

様々な社会課題の顕在化やステークホルダーの価値観の変容に伴い、ESG（環境・社会・ガバナンス）を重視した経営や経済価値と社会価値の双方を創出するサステナビリティ経営がより一層求められています。当社グループも、持続的な社会の創造については、責任をもって取り組んでいくべきであると考えています。

（2）サステナビリティに関する考え方

当社グループにとってのサステナビリティとは、事業を通して社会課題の解決に寄与することであり、当社グループの持続的な成長が、社会の持続的な発展に貢献できるような世界を目指すことです。その実現に向けて、顧客、取引先、従業員、株主はもちろん、環境や社会との関わりも非常に重要であると考え、次のとおり、2021年11月に「ESGへの取り組み」としてサステナビリティに関する方針を打ち出し、当社ウェブサイトでも公開しています。

< ESGへの取り組み >

環境

徹底した電子化・ペーパーレス化・省資源を進める。

顧客である医療機関による省資源・医療廃棄物削減を強力にサポートする。

社会

役職員が子育てや介護等に取り組めるように、在宅勤務やスーパーフレックス制の導入等、ワークライフバランスの取れる多様な働き方を用意する。

顧客である医療機関による働き方改革と地域貢献を強力にサポートする。

ガバナンス

コーポレートガバナンス・コードの全原則への対応を進める。

役職員に対して適時適切なコンプライアンス研修を提供する。

顧客である医療機関による情報開示を強力にサポートする。

（3）具体的な取り組み

当社グループの、サステナビリティにかかる具体的な取り組みに関して、国内外のサステナビリティ開示で広く利用されている「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD：Task Force on Climate-related Financial Disclosures）」の4つの構成要素（ガバナンス、戦略、リスク管理、指標及び目標）について、以下のとおり開示いたします。

1. ガバナンス

当社グループでは、会社運営や役職員間でのESG（環境・社会・ガバナンス）への取り組みを当然とし、主要な顧客であるアライアンス先医療機関への経営支援の一環として、同様の取り組みを推進しています。

これらの実施状況は、取締役会、経営企画会議、コンプライアンス委員会、その他の定例部門会議などの各種会議体において定期的に報告され、当社グループ経営陣に共有される仕組みとなっています。必要に応じて、取締役会でリスクや事業機会に関する対策の審議や決議が行われる体制を整えています。取締役会で決議された内容は、各種会議体を通じて当社グループ内に共有され、内部監査部門がこれらの活動や管理体制を監視することで、グループ全体のリスク管理を行っています。

なお、詳細は、「4. コーポレート・ガバナンスの状況等（1）コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方」を参照ください。

2. 戦略

当社グループは、常に「One Team」という意識を持って取り組んでいます。「個々の特性や能力に依存するだけでなく、チームとして強い会社を作る」という方針に基づき、社員一人ひとりがチーム内での位置づけを自覚し、自身の能力を最大限に発揮して成長を加速させるための施策を引き続き検討し、実施していきます。

また、当社グループの人材育成方針として、人材の多様性を確保しながら、永続的に事業を展開していくために、多様な属性・キャリア背景を持つ優秀な人材を確保すべく、定年退職者の再雇用制度の整備や新たにリファラル採用を導入し、適正な評価と必要な職務に応じた人員配置を進めることで、人的資本の向上を図ります。

さらに、当社グループが掲げるOur Purpose and Missionの一つである「グループの全職員が誇りを持って働ける職場環境を提供する」に基づき、在宅勤務制度やスーパーフレックス制度を導入し、個々の状況に応じて全職員が活躍できるよう体制を整備しています。今後もグループの全職員がさらに高いパフォーマンスを発揮できるよう環境の整備を進めると共に、社員幸福度調査により課題を見える化し、働きがいある環境作りに努めます。

当社グループ内における具体的な取り組み事例

- ・会議や打ち合わせ時のペーパーレス化が徹底されていますが、その継続を図ります。
- ・コンプライアンス研修を年間8回（2024年3月期実績）実施しましたが、その継続を図ります。

顧客であるアライアンス先医療機関に対する具体的な取り組み事例

- ・ウェブサイトのリニューアル等、アライアンス先医療機関の情報開示について積極的に支援を行っています。その継続を図ります。
- ・電子カルテや勤怠システムの導入等による電子化及びペーパーレス化、LED電球への切り替え等による省資源化を推奨していますが、その継続を図ります。
- ・医療情報システムに関する研究会（年間3回/2024年3月期実績）を発足させ定期的にセミナーを行う等、ITに関するサポートを積極的に行っていますが、その継続を図ります。
- ・評価制度、人事情報の集約化・管理の効率化等、人事・労務面での課題に対しても積極的に支援を行っていますが、その継続を図ります。

3. リスク管理

基本的な考え方

当社グループでは、ESGへの取り組みを含む企業集団における事業リスクおよび業務リスクを包括的に把握し、各リスクへの適切な対応と企業としての信頼性確保を図るための管理体制を整備しています。顧客先であるアライアンス先医療機関への対応業務に付随するリスク及びグループ各社の各部門で所管する業務に付随するリスクに関しては、各業務の担当部門が、リスクの監視、報告、対応、予防等の実施に必要な管理を行っています。

さらに、リスク情報の伝達を効率的に行うために、職制による伝達経路のほか、社内外に複数の内部通報窓口を設置しています。これにより、プライバシーの保護と不当な差別の禁止を規定した上で、役職員がリスクの疑義のある事象について積極的に報告・相談できるよう奨励しています。

リスク管理の体制

事業リスク及び組織横断的なリスクに関する情報は、原則毎週開催される経営企画会議と、当社および子会社の主要役職員が出席する定例会議で共有されます。また、経営企画、財務・経理、法務・コンプライアンス、人事、総務、内部監査などの各部門が、電子稟議システムの承認や閲覧ルートに組み込まれ、当社グループ全体のリスク情報をモニタリングしています。この体制により、必要な支援や指導を行える環境を整備しています。

リスクの発見、評価、対応については、取締役会、経営企画会議、コンプライアンス委員会、その他の部門会議など各種会議体で協議され、当社経営陣に情報が共有される仕組みが確立されています。

詳細は、「4. コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) b. リスク管理体制の整備の状況」をご参照ください。

4. 指標及び目標

当社グループは、「個々の人の特性や能力に依存するだけではなく、チームとして強い会社にしていく」という人事施策に基づき、納得感のある人事評価を実施するために、引き続き人事評価制度の再構築を進めています。

この考えに基づき、当社グループでは多様な属性やキャリア背景を持った優秀な人材を確保し、性別や年齢を問わず、事業や業務の方向性に則った「適材適所」の人材配置を積極的に実施しています。

その結果、当社の女性管理職比率は33%、最も従業員数の多い子会社でも25%を達成しており、これは厚生労働省の「令和4年雇用均等基本調査（企業調査・事業所調査）」における女性管理職比率の約12%を大きく上回る数値です。今後も継続してこの取り組みを推進していきます。

3【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態・経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下の通りです。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものです。

(1) 新型コロナウイルス等の感染に関するリスクについて

2023年5月8日から新型コロナウイルス感染症の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）上の位置づけが「5類感染症」になりましたが、引き続き、当社グループの役職員並びにアライアンス先医療機関の全役職員及び患者様への感染リスクがあります。

当社グループ役職員による感染予防の徹底を行っていますが、感染者が出た場合には、職場における接触者の検査、出勤停止や消毒の実施等の対応により、日常業務に支障をきたす可能性があります。また、アライアンス先医療機関において役職員や患者様が感染した場合には、当該医療機関の診療体制等に悪影響を及ぼし、経営状況が悪化する可能性があります。このような場合に、当社グループにおいても当該医療法人からの業務委託報酬等の売上が低下するなど、経営成績が不安定になり、財務体質が弱体化する可能性があります。

このようなリスクを踏まえ、当社グループは、緊急事態対応規程およびリスクマネジメント規程等を策定して、有事の際に役職員の安全とサービスの安定提供、及びアライアンス先医療機関がクラスター対応マニュアル等の適切な整備により安全かつ安定的な診療体制を確保するための経営指導等を行っています。今後は、緊急事態対応規程およびリスクマネジメント規程等の実効性を継続的に検証・改善していくとともに、感染症等の発生・拡大時にも臨機応変に対応できるよう、フレックス勤務や在宅勤務等、柔軟な働き方に関する制度・環境整備を進めています。

(2) 医療関連事業への集中に関するリスクについて

当社グループは、不動産関連事業を大幅に縮小し、医療関連事業への集中を行っています。

医療関連事業の利益率は高いものの、売上が損益分岐点を大幅に上回るまでには相応の時間がかかる可能性があります。このため、医療関連事業を順調に拡大できない場合には、当社グループの経営成績が不安定になり、財務体質が弱体化する可能性があります。

このようなリスクを踏まえ、当社グループでは、医療関連事業を順調に拡大できるよう、組織を見直すとともに人材の補強を行う等、鋭意努めています。

(3) 医療関連事業に関するリスクについて

医療行政について

我が国は人口動態的に少子・高齢化や地方人口の減少の問題に直面していることから、医療行政により、さらなる医療費抑制のための施策が強化されていく可能性があります。こうした中、診療報酬の引き下げや入院治療の短縮化等の医療費抑制策や地域医療の見直しが進められると、当社グループがサービスを提供するアライアンス先医療機関の経営状況が悪化する可能性があります。このような場合に、当社グループでも当該医療機関からの業務委託報酬等の売上が低下するなど、経営成績が不安定になり、財務体質が弱体化する可能性があります。

このようなリスクを踏まえ、当社グループでは、医療行政の定期的なモニタリングを行い、医療関連施策の変更等にアライアンス先医療機関が対応できるよう経営指導を行っています。

アライアンス先医療機関における医療事故の影響について

アライアンス先医療機関においては、医療行為におけるリスクを回避するために細心の注意を払って取り組んでいますが、病態の複雑化や治療の高度化等もあり、医療事故が発生する可能性があります。医療事故に伴う損害賠償請求や風評被害を受けるなどした場合には、当該医療機関の経営状況が悪化する可能性があります。このような場合に、当社グループでも当該医療機関からの業務委託報酬等の売上が低下するなど、経営成績が不安定になり、当社の財務体質が弱体化する可能性があります。

このようなリスクを踏まえ、当社グループでは、アライアンス先医療機関および当該医療機関に勤務している医師・看護師等への指導・教育等のサービス提供を積極的に行うようにしています。

医療を取り巻く労働環境の変化について

地域的な医師の偏在等により、医師の需給がひっ迫し、医療機関によっては医師不足が医療機関の運営に深刻な影響を与えている状況が生じています。また、医療現場における働き方改革の進展により、医師、看護師等の医療従事者の勤務体制の改善が求められ、人件費の上昇をきたす可能性があります。アライアンス先医療機関が、こうした医療現場における勤務環境の変革に対応できない場合には、当該医療機関の経営状況が悪化する可能性があります。このような場合には、当社グループでも当該医療機関からの業務委託報酬等の売上が低下するなど、経営成績が不安定になり、財務体質が弱体化する可能性があります。

このようなリスクを踏まえ、当社グループでは、当該医療機関の経営状況の悪化を回避するために、勤務環境等の適正化のための指導・教育等のサービス提供や医療従事者の紹介等を積極的に行っています。

アライアンス先医療機関に対する与信・債権管理について

アライアンス先医療機関の一部に対して、当社グループが運転資金等の貸付を行っています。また、アライアンス先医療機関の金融機関等からの借入について、当社グループが連帯保証を行っているケースもあります。アライアンス先医療機関の経営状況の悪化等により、貸倒損失の発生、連帯保証の履行、貸倒引当金計上、債務保証損失引当金の計上等が発生する可能性があります。

このようなリスクを踏まえ、当社グループでは、当該医療機関の経営状況の悪化を回避するために、経営管理指導等のサービス提供を適切に行っています。

アライアンス先医療機関の出資持分について

アライアンス先医療機関の出資持分を当社グループが保有する可能性があります。アライアンス先医療機関の経営状況の悪化等により、出資持分の価値が毀損し、当社事業計画の達成が遅延する可能性があります。

このようなリスクを踏まえ、当社グループでは、アライアンスを予定している医療機関の事業・財務・法務等について事前にデュー・デリジェンスを行い、十分にリスクを吟味し収益力を分析した上でアライアンスを締結するようにしています。またアライアンス締結後には、当該医療機関の経営状況の悪化を回避するために、経営管理指導等のサービス提供を適切に行っています。

競合について

医療機関とのアライアンス事業や医療機関に対する経営コンサルティング事業においては、既存の競合他社に加え、新規参入者との競争も激しくなっています。現在は、当社グループが競争優位性を確保している事業であっても、新規参入者を含めた競合他社との競争に晒されており、将来において当社グループが競争優位性を確保できなくなる可能性があります。

このようなリスクを踏まえ、当社グループでは、競合他社に対抗し得る専門性の強化と付加価値サービスの創造・展開に取り組んでいます。

人材確保・労働環境について

当社グループの成長は、人材に大きく依存するため、専門性の高いコンサルタントなど、優秀な人材を採用・育成できなかつたり、その流出を防止することができなかつたりした場合には、当社グループの成長や利益に悪影響を及ぼす可能性があります。

このようなリスクを踏まえ、当社グループでは、性別・年齢を問わず、多様で優秀な人材の確保に向けた採用活動と、より活躍できる環境を整備すべく、働き方改革の推進、人事・福利厚生諸制度の改善、フレックス勤務や在宅勤務等の柔軟な働き方に関する制度・環境整備を進めるなど、魅力ある職場づくりに取り組んでいます。

アライアンス先医療機関との業務委託契約について

アライアンス先医療機関の意向によって、当該アライアンス先医療機関との業務委託契約が解除される可能性があります。その場合は当社グループの経営成績が不安定になり、財務体質が弱体化する可能性があります。

このようなリスクを踏まえ、当社グループでは、アライアンス先医療機関が持続可能に地域に密着・貢献し、地域医療を担うために必要不可欠なパートナーとなれるよう、良質なサービスを提供するべく鋭意努めています。

海外在住患者に対するビジネスについて

当社グループでは、当連結会計年度において、初めて、海外在住患者向けに国内医療機関を紹介するビジネスと、海外在住患者向けにオンライン診療を紹介するビジネスを開始しました。

しかし、健康保険法に基づき厚生労働省が制定する保険医療機関及び保険医療養担当規則によれば、保険医療機関は、患者や事業者に対する経済上の利益の提供により、患者が診療を受けるように誘引することが禁止されています。従いまして、当社グループが保健医療機関に対し海外在住患者を紹介することで対価（経済上の利益）を取得することは、場合によっては、当該医療機関において、かかる規則違反が生じる可能性があります。また、海外在住患者の個人情報の取得や利用は、我が国及び当該国の個人情報保護に関する規制の適用の問題が生じる可能性があります。

このようなリスクを踏まえ、当社グループでは、国内及び海外の法令を研究し、コンプライアンスを徹底した上で事業を少しずつ進めるよう鋭意努めています。

また、これらの事業は、当社グループの新規事業であり、当面は投資が先行するため、安定した事業運営ができるようになるまでの間、赤字が続くこととなります。かかる赤字については、当社グループの予算に織り込み済みではありますが、仮にそのような赤字期間が想定外に長期化すれば、当社グループの経営成績が不安定になり、財務体質が弱体化する可能性があります。

このようなリスクを踏まえ、当社グループでは、赤字期間が想定外に長期化する場合等には、事業内容の見直し等を行い、当社グループの経営成績の安定化に努めます。

ホスピス住宅事業及び福山医療器株式会社について

当社グループでは、当連結会計年度において、医療関連事業の強化のため、福山医療器株式会社を買収し、また、ホスピス住宅の運営事業を開始しました。

このうち、ホスピス住宅の運営事業は、当面は投資先行となるため、安定した事業運営ができるようになるまでの間、赤字が先行することになります。かかる赤字先行については、当社グループの予算に織り込み済みではありますが、仮にそのような赤字先行期間が想定外に長期化すれば、当社グループの経営成績が不安定になり、財務体質が弱体化する可能性があります。

このようなリスクを踏まえ、当社グループでは、赤字先行期間が想定外に長期化する場合等には、事業内容の見直し等を行い、当社グループの経営成績の安定化に努めます。

福山医療器株式会社の買収は、既存の商取引を承継するものであり、当連結会計年度において既に一定の成果を出しております。もっとも、株主及び経営者の変更に伴う、中長期的な商取引に対する影響は、未知数の部分もございます。

(4) 情報漏洩・情報システムに関するリスクについて

当社グループでは、当社グループの秘密情報や個人情報などの重要な情報を保有しており、また、アライアンス先医療機関の秘密情報や個人情報などの重要な情報に触れる機会があり、万が一、情報漏洩が発生した場合には、多額のコスト負担や当社グループの信用に重大な影響を与え、業績や財務体質にも悪影響を及ぼす可能性があります。

このようなリスクを踏まえ、当社グループでは、社内規程の制定、役職員への教育、情報インフラ等の社内体制を整備し、情報セキュリティの強化に取り組んでいます。また、万が一、情報漏洩が発生した場合には、直ちに関係者に公表し、被害拡散防止等の対策を講じるとともに、徹底した事実調査と原因究明を実施し、再発防止策を策定することにより、信用回復を図ることができるような対応策を整備しています。

(5) 不動産関連事業に関するリスクについて

当社グループの財政状態・経営成績に重要な影響を与える可能性がある保有不動産が2件あります。

今後、売却を行っていく予定ですが、不動産市場の停滞等により、減損損失や売却損等が発生する可能性があります。

このようなリスクを踏まえ、当社グループでは、上記不動産の売却が完了するまで、適切な管理を行います。

(6) 持分法適用関連会社である株式会社D Aホールディングスに関するリスクについて

当社グループは、持分法適用関連会社である株式会社D Aホールディングスの株式の29.5%（議決権ベース）を保有しており、その投資有価証券残高は2024年3月末時点で794百万円となっています。

また、当社は、株式会社D Aホールディングスの連結子会社である株式会社D Aインベストメンツに対して貸付金を有しており、その貸付金残高は2024年3月末時点で258百万円となっています。

株式会社D Aホールディングスは、その連結子会社において、

- ・医療関連事業
- ・不動産関連事業

を行っていますが、その経営状況によっては、持分法投資損失、貸倒損失、貸倒引当金計上等が発生する可能性があります。

このようなリスクを踏まえ、当社グループでは、株式会社D Aホールディングスの経営および事業の健全化を図るため、同社の事業のフォローアップや不動産関連市場の定期的なモニタリングを積極的に行っています。

(7) 偶発債務に関するリスクについて

2022年6月24日に受領した特別調査委員会の調査報告書によれば、当社の連結子会社グローム・マネジメント株式会社の元代表取締役が、稟議及び取締役会決議を経ず、取締役会への報告も行わないまま、連結子会社グローム・マネジメント株式会社を委託者とする2件の業務委託契約（報酬総額約100百万円）を締結していたことが判明しました。当社及び連結子会社グローム・マネジメント株式会社としては、これらの業務委託契約は実体を欠くものであり、当該報酬を支払う理由はないと判断しているため、報酬の支払いを求めて提訴された場合、全面的に争う予定です。今後の係争の推移によっては当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。現時点では未確定です。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次の通りです。

財政状態及び経営成績の状況

当社グループの連結業績は売上高1,238百万円（前年同期比31.1%減収）、営業損失144百万円（前年同期は営業利益89百万円）、経常損失は192百万円（前年同期は経常利益268百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失198百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純利益348百万円）となりました。

営業損失の主な要因は、当社の連結子会社であるグローム・マネジメント株式会社において、貸倒引当金繰入額147百万円を販売費及び一般管理費に計上したためです。

A. 医療関連事業セグメント

売上高1,101百万円（前年同期比1.5%増収）、営業利益170百万円（前年同期比59.2%減益）となりました。

アライアンス先医療機関が保有する総病床数は4,974床、アライアンス先施設の内訳は無床診療所6施設、有床診療所8施設、病院（介護医療院を含む）25施設、介護老人保健施設11施設の計50施設で前連結会計年度末から123床減少しました。

当連結会計年度における新規のアライアンス獲得は有りません。

B. 不動産関連事業セグメント

売上高136百万円（前年同期比80.8%減収）、営業利益51百万円（前年同期比58.9%減益）となりました。

以下の固定資産の2件に関しては、引き続き不動産の賃貸事業を行なっております。

- ・北海道釧路市所在の商業施設
- ・北海道留萌市所在の商業施設

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における「現金及び現金同等物」（以下「資金」という。）は2,769百万円（前年同期は2,964百万円）となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれぞれの要因は次の通りです。

A. 営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動の結果、減少した資金は187百万円（前年同期は増加した資金755百万円）であり、これは主に「貸倒引当金の増減額」による増加148百万円と「減価償却費」による増加65百万円があった一方で、「税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失」による減少184百万円と「営業貸付金の増減額」による減少180百万円があったこと等によるものであります。

B. 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動の結果、増加した資金38百万円（前年同期比94.9%の減少）であり、これは主に「有形固定資産の取得による支出」28百万円、「連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出」による減少33百万円があった一方で、「貸付金の回収による収入」による増加103百万円があったこと等によるものであります。

C. 財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動の結果、減少した資金は45百万円（前年同期比87.5%の減少）であり、これは主に「配当金の支払額」による減少45百万円があったこと等によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

A. 生産実績

該当事項はありません。

B. 商品の仕入れ

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	前年同期比(%)
医療関連事業(百万円)	238	-
不動産関連事業(百万円)	-	-
報告セグメント計(百万円)	238	-
合計(百万円)	238	-

C. 受注実績

該当事項はありません。

D. 販売実績

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	前年同期比(%)
医療関連事業(百万円)	1,101	1.50
不動産関連事業(百万円)	136	80.80
報告セグメント計(百万円)	1,238	31.10
合計(百万円)	1,238	31.10

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しています。

(注) 2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次の通りです。

相手先	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
京商プロパティ株式会社	511	28.5	-	-

(注) 10%未満のものは記載を省略しています。

(2) 経営成績等の状況に関する分析

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものです。

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

A. 医療関連事業セグメント

売上高1,101百万円(前年同期比1.5%増収)、営業利益170百万円(前年同期比59.2%減益)となりました。

アライアンス先医療機関が保有する総病床数は4,974床、アライアンス先施設の内訳は無床診療所6施設、有床診療所8施設、病院(介護医療院を含む)25施設、介護老人保健施設11施設の計50施設で前連結会計年度末から123床減少しました。

当連結会計年度における新規のアライアンス獲得は有りません。

B. 不動産関連事業セグメント

売上高136百万円(前年同期比80.8%減収)、営業利益51百万円(前年同期比58.9%減益)となりました。

以下の固定資産の2件に関しては、引き続き不動産の賃貸事業を行なっております。

- ・北海道釧路市所在の商業施設
- ・北海道留萌市所在の商業施設

C. その他

持分法適用関連会社である株式会社DAホールディングス

持分法による投資損失24百万円(前連結会計年度は持分法による投資利益116百万円)を計上しています。

特別損益

特別利益に受取保険金9百万円と新株予約権戻入益15百万円の計上と特別損失に出資金評価損13百万円等の計上がありました。

資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高2,769百万円に対して新たに連結子会社となった、福山医療器(株)に若干の有利子負債があります。当社グループの資金需要のうち、主なものは、新規に獲得するアライアンス先医療機関の一部に対して一定期間、資金支援の為、当社グループから行う貸付です。医療機関への貸付内容は、貸付先医療機関の財務・経営状況等により異なりますが、当社グループの自己資本で対応できると考えています。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容については、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載の通りであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されています。この連結財務諸表の作成に当たって採用している重要な会計基準は「第5 経理の状況 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4 会計方針に関する事項」及び (重要な会計上の見積り) に記載の通りです。

この連結財務諸表の作成にあたり、過去の実績や状況に応じ合理的と考えられる要因等に基づき見積り及び判断を行っていますが、見積り特有の不確実性があるために実際の結果は異なる場合があり、結果的に連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。この連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは以下の通りです。

A. 貸倒引当金

当社グループの事業において、業務委託料等に係る売掛債権と資金の貸付債権に係る回収リスクに備えて過去の貸倒実績をもとに貸倒引当金を算定しています。各債権は毎月回収状況の管理し、遅延発生時は回収に向けた対応をするルールが定められています。しかしながら債権先の資金状況によっては遅延解消に時間がかかるケースもあり、滞納が発生する場合は、個別での引当金を計上しています。貸倒引当金は四半期ごとに見直し、滞納債権は定められたルールでの見積り計上をすることになります。また、債権先の財政状態が債務超過となった場合や、著しく債権の回収が困難と認められる場合にも個別の引当金を計上しています。各債権先の状況を把握したうえで回収リスクや貸倒れリスクに備えています。

B. 固定資産の減損

当社は、不動産賃貸事業について、資産のグルーピングを行っておりその回収可能価額について将来キャッシュ・フロー、正味売却価額等の前提条件に基づき見積っております。従って、当初見込んでいた収益が得られなかった場合や、将来キャッシュ・フローなどの前提条件に変更があった場合、固定資産の減損損失が発生する可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度における設備投資は、総額28百万円です。

(不動産関連事業)

当社が保有する北海道の2商業施設の改修工事のために23百万円の設備投資をしています。

(医療関連事業)

当社がノートパソコンに4百万円の設備投資をしています。

2【主要な設備の状況】

当社グループ(当社及び連結子会社)における主要な設備は、以下の通りです。

(1) 提出会社

2024年3月31日現在

物件名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (名)
			建物及び 構築物	土地 (面積 m ²)	その他	合計	
本社 (東京都港区)	医療関連事業 及び 不動産関連事業	本社機能	69	- (-)	11	81	65 [-]
釧路SC (北海道釧路市)	不動産関連事業	賃貸店舗	300	461 (14,079)	-	762	-
留萌SC (北海道留萌市)	不動産関連事業	賃貸店舗	343	231 (14,082)	-	575	-

(注)1 本社は賃借しています。(賃借料年間59百万円)

(注)2 釧路SC及び留萌SCは賃貸しています。

(注)3 従業員数は子会社を含んでいます。〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員です。

(2) 国内子会社

2024年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (名)
				建物及び 構築物	土地 (面積m ²)	その他	合計	
グローム・マ ネジメント(株)	(医)札幌西の峰病院 (北海道札幌市)	医療関連 事業	他 住宅	3	10 (229)	0	14	-
福山医療器(株)	本社 (広島県福山市)	医療関連 事業	本社機能	-	30 (151)	-	30	7 [-]

(注)1 札幌市物件は賃貸しています。

(注)2 福山医療器(株)の本社建物は賃借しております。(賃借料年間1百万円)

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

子会社グローム・マネジメント(株)はホスピス事業のため、北海道旭川市の物件を、2024年4月1日付けで取得しております。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

株式の総数

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	17,070,000
計	17,070,000

発行済株式

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2024年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2024年6月28日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	9,051,000	9,051,000	東京証券取引所 グロース市場	単元株式数100株
計	9,051,000	9,051,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

A.2020年6月26日 取締役会決議によるストックオプション

a. 決議年月日	2020年6月26日
b. 付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3名 子会社グローム・マネジメント株式会社の取締役 3名
c. 新株予約権の数(個)	290
d. 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 29,000 なお、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式について株式分割(株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、欄外(注)1の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 また、新株予約権の割当日後、当社が合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲内で付与株式数を調整するものとする。
e. 新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,040 なお、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式について株式分割又は株式併合を行う場合、欄外(注)2の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。 また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による新株発行又は自己株式の処分を行う場合を除く。)は、欄外(注)3の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。 さらに、新株予約権の割当日後、当社が合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲内で行使価額を調整するものとする。
f. 新株予約権の行使期間	自 2022年7月1日 至 2030年6月25日
g. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,040 資本組入額 520
h. 新株予約権の行使の条件	権利行使時における条件は設定しない。当社又は当社子会社の取締役の地位にあることを要しない。
i. 新株予約権の取得事由及び条件	新株予約権者が、その保有する新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は当該放棄をした日をもって当社は新株予約権を無償で取得する。また、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認されたときは、当社取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

j. 新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を必要とする。
k. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合は、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。 ・ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 ・ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 d. に準じて決定する。 ・ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 e. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 . に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。 ・ 新株予約権を行使することができる期間 上記 f. に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記 f. に定める行使期間の末日までとする。 ・ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記 g. に準じて決定する。 ・ 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会決議による承認を要するものとする。 ・ その他新株予約権の行使の条件 上記 h. に準じて決定する。 ・ 新株予約権の取得に関する事項 上記 j. に準じて決定する。 ・ その他の条件は、再編対象会社の条件に準じて決定する。

当事業年度の末日（2024年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2024年5月31日）にかけては、当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1 計算式は以下の通りです。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

（注）2 計算式は以下の通りです。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

（注）3 計算式は以下の通りです。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えます。

B.2021年6月29日 取締役会決議によるストックオプション

a. 決議年月日	2021年6月29日
b. 付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2名 子会社グローム・マネジメント株式会社の取締役 3名 当社従業員 11名 子会社グローム・マネジメント株式会社の従業員 38名
c. 新株予約権の数(個)	1,385
d. 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 138,500 なお、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式について株式分割(株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、欄外(注)1の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 また、新株予約権の割当日後、当社が合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲内で付与株式数を調整するものとする。
e. 新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,710 なお、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式について株式分割又は株式併合を行う場合、欄外(注)2の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。 また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による新株発行又は自己株式の処分を行う場合を除く。)は、欄外(注)3の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。 さらに、新株予約権の割当日後、当社が合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲内で行使価額を調整するものとする。
f. 新株予約権の行使期間	自 2023年7月1日 至 2031年6月28日
g. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,710 資本組入額 855
h. 新株予約権の行使の条件	権利行使時における条件は設定しない。但し、当社又は当社子会社の従業員が割り当てを受けた場合には、権利行使時において、当社若しくは当社子会社の取締役又は当社若しくは子会社の従業員の地位にあることを要する。
i. 新株予約権の取得事由及び条件	新株予約権者が、その保有する新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は当該放棄をした日をもって当社は新株予約権を無償で取得する。また、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認されたときは、当社取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
j. 新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を必要とする。

k. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合は、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。

- ・ 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ・ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ・ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 d. に準じて決定する。
- ・ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 e. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 . に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- ・ 新株予約権を行使することができる期間
上記 f. に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記 f. に定める行使期間の末日までとする。
- ・ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記 g. に準じて決定する。
- ・ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会決議による承認を要するものとする。
- ・ その他新株予約権の行使の条件
上記 h. に準じて決定する。
- ・ 新株予約権の取得に関する事項
上記 j. に準じて決定する。
- ・ その他の条件は、再編対象会社の条件に準じて決定する。

当事業年度の末日（2024年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2024年5月31日）にかけては、当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1 計算式は以下の通りです。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

（注）2 計算式は以下の通りです。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

（注）3 計算式は以下の通りです。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えます。

C.2024年6月27日 株主総会決議によるストックオプション

a. 決議年月日	2024年6月27日
b. 付与対象者の区分及び人数(名)	当社及び当社子会社の取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)並びに当社及び当社子会社の従業員(注)1
c. 新株予約権の数(個)	2,630個を発行上限とする。 このうち、当社取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)に割り当てる新株予約権の数は、1,150個を上限とし、子会社取締役(社外取締役を除く。)並びに当社及び当社子会社の従業員に割り当てる新株予約権の数は、1,480個を上限とする。 新株予約権1個につきその目的である株式数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする
d. 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	当社普通株式263,000株を上限とする。 このうち、当社取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)に割り当てる新株予約権の目的となる株式の種類及び数は、当社普通株式115,000株を上限とし、子会社取締役並びに当社及び当社子会社の従業員に割り当てる新株予約権の目的となる株式の種類及び数は、148,000株を上限とする。 なお、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。(注)2
e. 新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)3
f. 新株予約権の行使期間	新株予約権の付与決議の日後2年を経過した日の属する月の翌月1日から2034年6月27日まで
g. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 上記e.により計算した価格 資本組入額 会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
h. 新株予約権の行使の条件	権利行使時における条件は設定しない。 但し、当社の従業員又は当社子会社の従業員が割当てを受けた場合には、権利行使時において、当社若しくは当社子会社の取締役又は当社若しくは当社子会社の従業員の地位にあることを要する。
i. 新株予約権の取得事由及び条件	当社は、新株予約権者が、その保有する新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当該放棄をした日をもって、当該新株予約権を無償で取得するものとする。 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認されたときは、当社取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
j. 新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を必要とする。

k. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合は、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

- ・ 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ・ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ・ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 d. に準じて決定する。
- ・ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 e. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 . に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- ・ 新株予約権を行使することができる期間
上記 f. に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記 f. に定める行使期間の末日までとする。
- ・ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記 g. に準じて決定する。
- ・ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会決議による承認を要するものとする。
- ・ その他新株予約権の行使の条件
上記 h. に準じて決定する。
- ・ 新株予約権の取得に関する事項
上記 j. に準じて決定する。
- ・ その他の条件は、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(注) 1 対象人数については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において別途定めます。

(注) 2 調整を行うのは、新株予約権の割当日後、当社が合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切である場合です。調整計算式は以下の通りです。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{併合の比率}$$

(注) 2 計算式は以下の通りです。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

(注) 3 新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価格は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下、「行使価格」という）に付与株式数を乗じた金額とします。

行使価額は、新株予約権の割当日の前日から過去1年間（応当日は割当日から1年前の前日。応当日に取引がない場合、その直前日）の各日における東京証券取引所が公表する当社普通株式の普通取引の終値の平均価額と、割当日前日における東京証券取引所が公表する当社普通株式の普通取引の終値のいずれか高値の方の価額に、1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切上げ）とします。

なお、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式について株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げます。

計算式は以下の通りです。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による新株発行又は自己株式の処分を行う場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げます。計算式は以下の通りです。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えます。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（3）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

（4）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2020年12月16日(注)	3,490,600	9,051,000	1,850	3,049	1,850	3,012

(注) 2020年12月16日を払込期日とする第三者割当による募集株式の発行により発行済株式の総数は3,490,600株増加しています。

（5）【所有者別状況】

2024年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	2	25	30	25	13	2,753	2,848	-
所有株式数(単元)	-	5,851	4,576	2,304	24,202	914	52,641	90,488	2,200
所有株式数の割合(%)	-	6.47	5.06	2.55	26.74	1.01	58.17	100.00	-

(注) 自己株式639株は、「個人その他」に6単元及び「単元未満株式の状況」に39株を含めて記載しています。

(6) 【大株主の状況】

2024年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
HK BEIDA JADE BIRD INVESTMENTS LIMITED	17TH FLOOR, V HEUN BUILDING, 138 QUEEN'S ROAD CENTRAL, HONG KONG	2,040,600	22.54
金子 修	東京都武蔵野市	968,800	10.70
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2番10号	578,300	6.38
江川 源	東京都品川区	402,600	4.44
BNP PARIBAS SINGAPORE / 2S / JASDEC / UOB KAY HIAN PRIVATE LIMITED	20 COLLYER QUAY, #01-01 TUNG CENTRE, SINGAPORE 049319	242,900	2.68
山本 一聡	東京都港区	180,000	1.98
JPMorgan証券株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7-3 東京ビルディング	175,500	1.93
青山 英男	東京都世田谷区	172,400	1.90
長崎 裕太	東京都港区	162,400	1.79
普濟堂株式会社	東京都中央区築地7丁目11-5-201	111,000	1.22
計	-	5,034,500	55.62

(注) 持株比率は自己株式(639株)を控除して計算しています。

(7) 【議決権の状況】

発行済株式

2024年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 600	-	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 9,048,200	90,482	-
単元未満株式	普通株式 2,200	-	-
発行済株式総数	9,051,000	-	-
総株主の議決権	-	90,482	-

自己株式等

2024年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
グローム・ホールディング ス株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番 32号	600	-	600	0.00
計	-	600	-	600	0.00

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	69	91,054
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、2024年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれていません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	639	-	639	-

(注) 当期間における保有自己株式には、2024年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれていません。

3【配当政策】

親会社株主に帰属する当期純利益の概ね15%に相当する金額を、期末配当として年1回、配当することを基本方針としています。この基本方針に基づき、当期の期末配当については行わないこととして、2024年6月27日開催の第32回定時株主総会にて決議されました。

内部留保金については、アライアンス先の新規獲得、周辺ビジネスの拡大等、将来の医療関連事業の成長に優先して充てたいとします。

なお、配当の決定機関は株主総会ですが、当社は取締役会による決議により会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨を定款に定めています。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社及び子会社から成る企業集団（以下「グローム・グループ」という。）は、医療関連事業を基幹事業に据え、健康を希求する社会の一員として企業の社会的使命を果たすことを事業上の重要課題として認識し、着実に成長・発展し続けられるように適切な事業運営を図るための一層強固な経営基盤の構築を目指しています。

この課題を実現するため、グローム・グループでは、

- ・我々の経営指導等により医療機関の持続性を確かなものとし、患者様の幸せに貢献する。
- ・グループの全役職員が誇りを持って働ける職場環境を提供する。
- ・成果を市場を通して社会に還元する。

という「Our Purpose and Mission」を掲げ、企業活動とステーク・ホルダーの皆様との関係の調和に鋭意尽くす所存です。

また、当社では、「グローム・グループ役職員の行動準則」として、「遵法・人・利益・株主」の各項目に対する基本的な行動基準を定め、グループの全役職員が取るべき行動の指針を公表しています。

さらに、当社は、「ESGへの取り組み」として、「環境・社会・ガバナンス」に対する基本的な取り組み方針を定め、これらの分野における具体的な指針を公表しています。特に「ガバナンス」の分野では、

- ・コーポレートガバナンス・コードの全原則への対応を進める。
- ・役職員に対して遵法と適切な事業運営のための重要テーマを定め、継続的にコンプライアンス研修を提供する。
- ・顧客である医療機関による情報開示を強力にサポートする。

を掲げ、当社グループ内のみならず、アライアンス先医療機関の情報開示へのサポートを実施していくこととしています。

こうした中、当社はグループの経営戦略立案と子会社統括の機能を担い、各事業への効果的な経営資源の配分を行うことにより、持続的な成長を図り、企業価値の向上に努めています。

以上のとおり、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、グループ全体として、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要な課題の一つとして位置付け、当社の取締役会が、グローム・グループ各社の事業と業務の執行状況に関する監視・監督活動を適切に行い、グループ全体を的確に経営管理していく仕組みを構築することに努め、取締役会と監査等委員会とが緊密な連携をとるとともに、当社とグローム・グループ各社の事業管理機関との相互の情報伝達を通じて、グループ全体を適切に経営管理していくことを基本に、グループ全体の事業目的の達成と社会的責任を果たすことを基本的な考え方としています。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

a. 企業統治の体制の概要

当社は、企業統治の基本体制として取締役会、監査等委員・監査等委員会を設置しています。

取締役会は取締役（監査等委員である取締役を除く）6名（うち社外取締役1名）及び監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）で構成されています。取締役会は、原則として月1回、又は必要に応じて随時開催し、法令及び当社規程により定められた事項や経営上の重要事項、業務執行上の重要事項について報告又は審議の上決議を行っています。

監査等委員である取締役は3名（常勤1名、非常勤2名）であり、うち2名が社外取締役に構成されています。監査等委員会は原則として月1回、又は、必要に応じて随時開催しております。監査等委員は、社内的重要会議への出席、重要文書の閲覧及び役職員との面談等を通じて、取締役の職務を監視し、適法性及び妥当性の監査を行っています。

また、当社及びグループ各社の経営管理上、横断的に対処すべき諸問題に対応するために、常勤の取締役をメンバーとする経営企画会議を原則として毎週開催するほか、常勤の取締役、監査等委員、主要部門の部門長で構成するコンプライアンス委員会及び内部統制委員会等の会議体や委員会を設置し、対象とする分野における諸問題についてグループ全体のモニタリングを行い、当社及びグループ各社の経営管理者に的確な情報を伝達、適切な管理ができるように体制を整備しています。

b. 企業統治の体制を採用する理由

当社は、自社業務に知識・経験を有する社内取締役と、企業経営、法律・コンプライアンス、財務・会計、海外等に関する幅広い経験と見識を有する社外取締役とが取締役会を構成することで、業務執行に関する適切な意思決定を実現するとともに、自社の事業活動を日常的にモニタリングする常勤監査等委員と、法律・コンプライアンス、財務・会計、海外等における知識・経験に基づく見識を有する独立性のある社外監査等委員が監査にあたることにより、取締役会・監査等委員会の監督機能を確立し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることを企図して当該体制を採用しています。

企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備の状況

当社の内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況は次のとおりです。

[業務の適正を確保するための体制整備に関する基本的な考え方]

当社は、取締役会において「内部統制システムに関する基本方針」を定め、企業集団としての業務の適正を確保するための体制を整備し、グローム・グループとして、企業の社会的責任及び株主その他の利害関係人との関係を考慮しつつ、企業価値の向上を図るとともに、当社においての業務の適正を確保するための体制を構築することに努めることとしています。

[業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要]

当社は、「内部統制システムに関する基本方針」に則り、業務の適正を確保するための体制の適切な運用を図ることと、その継続的な改善に努めています。

・取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制

[体制]

当社は、グローム・グループを統括し、経営管理上の監督機能を担う持株会社としてグループ統治を行う。これを遂行するため、当社は、グローム・グループとして、企業の社会的責任及び株主その他の利害関係人との関係を考慮しつつ、企業価値の向上を図るとともに、当社において取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を構築する。

- イ．当社では、取締役会がグローム・グループ各社の経営に関する基本方針を決定し、基本方針の執行を監督する義務を果たす。取締役は、法令を遵守し、善管注意義務を尽くして基本方針に基づき職務を執行する。また、取締役は、各組織機能の役割と連携に留意しつつ、グローム・グループにおける情報の共有と株主及び社会への適切な情報を適時に開示する。
- ロ．取締役は、グローム・グループ各社が、医療関連事業に携わり、アライアンス先医療機関利用者及び関係者のみならず、社会からの信頼と信用を得ていくため、医療機関経営のための適切な情報及びサービスを、創造・提供するための経営基盤と企業風土を構築する。
- ハ．コンプライアンスに関するルールは、取締役会が決議するコンプライアンス規程で定め、子会社も含め全役職員に適用する。同規程は、コンプライアンス委員会が運営し、同委員会を中心に教育・啓発を行い、コンプライアンス経営の実践に努める。
- ニ．取締役会は、当社及びグローム・グループ各社について、法令の遵守、財務報告の信頼性確保、業務の有効性と効率性の維持・向上、資産の保全等の観点から、有効かつ実効的な内部統制が確保されるよう体制の整備を行う。
- ホ．当社は、稟議等により業務を遂行するに際して決裁を受ける場合は、審査等を行う関係各部門に回付され、法令・規則及び社内規程等への違反がないか確認するプロセスを確立し、回付部門からの質問又は指摘を受ける仕組みにより、社内稟議プロセスの牽制機能強化を図る。
- ヘ．内部監査部門を設置し、内部監査を実施することにより、内部統制の有効性と妥当性の一層の確保に努めている。
- ト．当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対し、毅然とした姿勢で対応し、それらの勢力とは一切の関係を持たないように万全を期す。
具体的な取り組みとして、
 - ・反社会的勢力取引排除等規程を制定し、反社会的勢力への対応についてのルールを明確化し、社内への周知と教育を行う。
 - ・契約書を作成する場合は、暴力団排除条項を導入する。
 - ・外部と各種取引を行う場合は、反社会的勢力との関係を持たないように、反社会的勢力でないか調査を行う。
- チ．内部通報規程を制定し、職制以外の情報伝達経路として内部通報窓口を設置し、コンプライアンス違反の早期発見と内部通報者の保護を行う。
- リ．ビジネス倫理と法令遵守を推進するため、コンプライアンスに関する情報提供と啓発を目的として、グローム・グループ各社の役職員に対して、定期的に研修を実施する。

[運用状況の概要]

イ．当社は、中期経営計画等の事業の基本方針を策定し、経営方針を開示の上、企業集団全体の事業活動を統括し、経営を推進しています。また、経営の監督を行う取締役会は9名中3名を社外取締役により構成し、経営執行の監視を行っています。

- ロ．当社は、グローム・グループとして、医療関連事業を事業の中核に据え、地域医療を担う医療機関の健全な経営を実現するために経営資源を集中させながら、適切な情報及びサービスを提供することに努めています。
- ハ．グローム・グループ全社に適用されるコンプライアンス規程を制定し、コンプライアンス委員会が、社員研修を主催し、継続的に社員教育を実施し、法令遵守と企業倫理に基づく行動を徹底することに努めています。
- ニ．内部統制各担当分野に関する責任部門を関係会社管理規程において「連携推進部署」として定め、グローム・グループ各社の内部統制に関する連携と推進を行っています。
- ホ．電子稟議システムを導入し、稟議申請規程に定められた決裁者の決裁を受ける場合には、各専門分野の視点から審査を行うために回付され、法令・規則及び社内規程等への違反がないか確認するプロセスを確立し、その手続き状況を効率的かつ確実に記録しています。
- ヘ．業務部門から独立した監査専門機関として内部監査室を設置し、内部監査計画に基づき内部統制の整備・運用状況を検証しています。
- ト．反社会的勢力との取引排除のため反社会的勢力取引排除等規程を制定し、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たないように努めています。このため、反社会的勢力への対応についてのルールを明確化し、外部と各種取引を行う場合は、反社会的勢力との関係を持たないように反社会的勢力でないか調査を行い、契約書を交わす場合は、暴力団排除条項を導入することとしています。
- チ．グローム・グループ全社に適用される内部通報規程を制定し、退職後1年以内の者を含め、全役職員から通報・相談を受ける窓口を社内（監査等委員）と社外（法律事務所）に設置し、相談を受け付け、通報者・相談者についての秘密保持と個人情報保護を徹底するほか、不当な差別を禁止した上で、グループ各社での不正行為等のリスク情報の収集と調査並びに是正の対応を行うことができる体制を構築しています。
- リ．コンプライアンスに関する研修を通じて情報提供と啓発を行うため、グローム・グループの全役職員を対象にした研修を継続的に実施し、ビジネス倫理と法令遵守の実践を推進しています。

．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

[体制]

当社は、文書管理規程を定め、株主総会議事録、取締役会議事録等の文書を書面又は電磁的記録媒体に記録・保存の上、情報の保存及び管理を適正に行う。また、役職員に対する教育・モニタリングを実施するとともに、情報の安全な保存管理と情報共有の両面を実現するために、電磁的な記録システムを導入し、情報の適切な管理と利活用を行う。

[運用状況の概要]

当社は文書管理規程を制定し、作成した株主総会、取締役会等の重要会議の議事録等の重要文書を、適宜、書面及び電磁的記録方式を用いて安全に保存及び管理しています。

また、電子稟議システムも導入し、重要案件の決裁と決裁文書の保管及び管理に関しての手続きを明瞭化かつ効率化するとともに、関係文書の安全な保管に努めています。

．当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

[体制]

グローム・グループ全体に適用されるリスクマネジメント規程を制定し、リスク管理統括責任者及びリスク管理責任者を配置し、原則毎週開催される経営企画会議にてリスク管理責任者がリスクに関する報告を行うことにより、事業や業務の目標・目的の達成に影響を与え、物理的、経済的若しくは信用上の損失または不利益を生じさせる事象を発生させる可能性のあるリスクについて、適切な対応と会社損失の最小化に努め、事業の継続と企業としての信頼性確保を図ることとする。

また、リスク情報については、当社への情報伝達とグローム・グループ各社と当社が連携して適切なリスクへの対応措置をとることとする。

[運用状況の概要]

リスク管理体制を強化し、確実な運用が図られるようにリスクマネジメント規程を制定し、グローム・グループ各社のリスクに関する情報は、当社代表取締役社長がリスク管理統括責任者、グローム・グループ各社の主要部門からの経営企画会議参加者がリスク管理責任者となり、情報収集を実施し、定期的に経営企画会議で報告されることとしています。なお、リスクの高い事項等については適宜、取締役会に付議され、迅速に適切なリスク対応を行うことに努めることとしています。

・当社及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

[体制]

当社は、取締役会がグローム・グループ各社の経営の基本方針と戦略並びに重要な業務執行に係る事項を決定し、各取締役が職務を執行するという機関相互間における役割分担と連携により、職務執行の集中と効率化を図る。

イ．経営計画において、毎年度の基本的方針及び計画を定め、これを軸とした計画・実施・統制・評価というマネジメントサイクルを展開する。

ロ．代表取締役と各部門責任者によるミーティングを随時行い、情報の共有化と、効率的な業務執行を図る。また、グローム・グループ各社の規程体系を整備・運用することにより、組織運営を円滑化し、業務を有効かつ適切に行える体制を構築し、職務執行の効率化を図り、かつ職務執行の法令及び定款への適合を確保する。

[運用状況の概要]

当社は、「事業計画及び成長可能性に関する事項」を策定・開示し、そこで明示された経営の基本方針に基づき、グローム・グループ各社の事業責任者が、各担当部門により経営の方針・計画及び規程等に基づき遂行される業務に対して経営管理を行い、当社の代表取締役が参加する定例及び随時のミーティングにおいて情報の共有化と方向性の確認を行っているほか、取締役会において事業状況について監視し、計画と実績との差異分析等に基づき適切に対応することに努めています。

・当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

[体制]

イ．当社は、関係会社管理規程を制定し、子会社の特性及び規模等にも配慮して、グローム・グループ各社としての業務の適正を確保する体制を構築する。また、当社は持株会社として、グローム・グループ全体を統一的に管理する事項と各子会社に依拠して管理する事項を見極め、グローム・グループ各社における業務の適正を確保するため、重要事項の決裁体制、リスク管理、情報伝達、モニタリング体制等の企業集団のガバナンスの充実を柱とする体制を構築する。

また、当社は、当社企業集団のガバナンスに係る重要事項、並びに当社と子会社間の重要な取引につき、当社取締役会の付議事項としている。

ロ．当社は、グローム・グループ各社の事業状況、財務状況等について、当社取締役会に月次報告する。また、関係会社に対する情報等の全般を統轄する経営企画部門の責任者は、必要がある場合には関係会社に連絡会の開催を求めることができる。

[運用状況の概要]

イ．子会社の業務の適正を確保するため、関係会社管理規程を制定し、子会社の業務統制上、必要な支援とモニタリングを行っています。また、各子会社の事業推進と経営管理並びにコンプライアンス、内部統制の維持・向上を推進するための各専門業務分野に関する責任部門を設置しているほか、グローム・グループ各社に当社取締役を兼任させ、必要な指導を行い、業務が適正に実施されるように努めています。

ロ．当社の定例取締役会では、グローム・グループ各社の事業状況、財務状況、その他重要事項等について報告が行われ、グループ経営に大きな影響のある案件は必要に応じて決議事項として付議されています。

・監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制

[体制]

当社では、監査等委員会の職務は、総務、財務・経理、法務、人事、内部監査等各部門を分野ごとの補助使用人として各部門の専門性を活かすことにより、内部統制システムの監査等について補助していく体制を整備する。

[運用状況の概要]

監査等委員会が行う業務の補助人が総務部門、財務・経理部門、IT部門から指名され、監査等委員会の業務補助を行うとともに、監査等委員会は会計監査人及び内部監査室と監査の実施状況に関して意見交換を行うなど連携を図っています。

・上記への使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査等委員会の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

[体制]

監査等委員会の職務を補助すべき各使用人が監査等委員会の要請に基づき補助を行う際は、監査等委員会の指揮命令に従うものとする。監査等委員会は各使用人の独立性を確保するため隔月で連絡会を行い、監査等委員会の監査等方針の確認及び関連する各部門の業務執行牽制体制について協議する。

[運用状況の概要]

内部監査室の人員の選任の際は、監査等委員が候補者と直接面談するなどし、意見を述べることとなっているほか、内部監査規程に、「内部監査室長は、監査等委員会の要請に基づき補助を行う際は、監査等委員会の指揮命令に従うものとする。」旨の規定をしています。また、監査等委員業務の補助人の指名については監査等委員会規程に記載され、「補助人が監査等委員会の要請に基づき補助業務を行う際は、業務に関する守秘義務について十分理解し、監査等委員会の指揮命令に従う」こと及び取締役からの独立性について規定しています。

・取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員に報告をするための体制、その他の監査等委員への報告に関する体制

[体制]

当社は、取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者から監査等委員への報告する以下の体制を整備する。

- イ．監査等委員が、当社の社内会議への出席等が必要と判断した場合の会議への出席、及びそれら会議の議事録の閲覧、監査に関する体制
- ロ．当社の監査等委員が当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人に対して質問し、又は書類若しくは資料の提出を求めた場合の取締役、監査役及び使用人の対応に関する体制
- ハ．当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人が当社の監査等委員会又は監査等委員に対して報告する体制並びに子会社の取締役、監査役及び使用人から報告を受けた当社の取締役又は使用人が当社の監査等委員会又は監査等委員に対して報告する体制
- ニ．監査等委員又は監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
コンプライアンスに抵触する行為等について監査等委員又は監査等委員会への適切な報告体制を確保するとともに、通報者が通報したことにより不利な取扱いを受けないようにする。

[運用状況の概要]

- イ．監査等委員は取締役会をはじめ、重要な社内会議に出席するとともに議事録及び重要な決裁事項に係る稟議書の内容の確認を行っています。
- ロ．監査等委員は、重要決裁案件に関するすべての稟議書の閲覧を行い、取締役及び使用人ならびに子会社の取締役、監査役及び使用人は当社の監査等委員に説明や資料の提出を行っています。
- ハ．重要な業務執行については担当役員・担当部門が適宜適切に監査等委員に連絡するほか、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査等委員に報告します。
- ニ．当社の監査等委員全員がグローム・グループにおける内部通報の受付窓口の一つとされ、内部通報等の報告を監査等委員等受付窓口にしたことを理由として不利な取扱いを受けないように内部通報規程に明示し、運用されています。

・監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

[体制]

監査等委員が監査等委員監査の実施について生じる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求した場合は、会社は、監査等委員の監査業務について生じたものでないと認められない場合を除き、その費用を負担する。

[運用状況の概要]

監査等委員の職務の執行について生じる費用または債務については、社内ルールに従って適切に支払の処理を行っています。

・その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

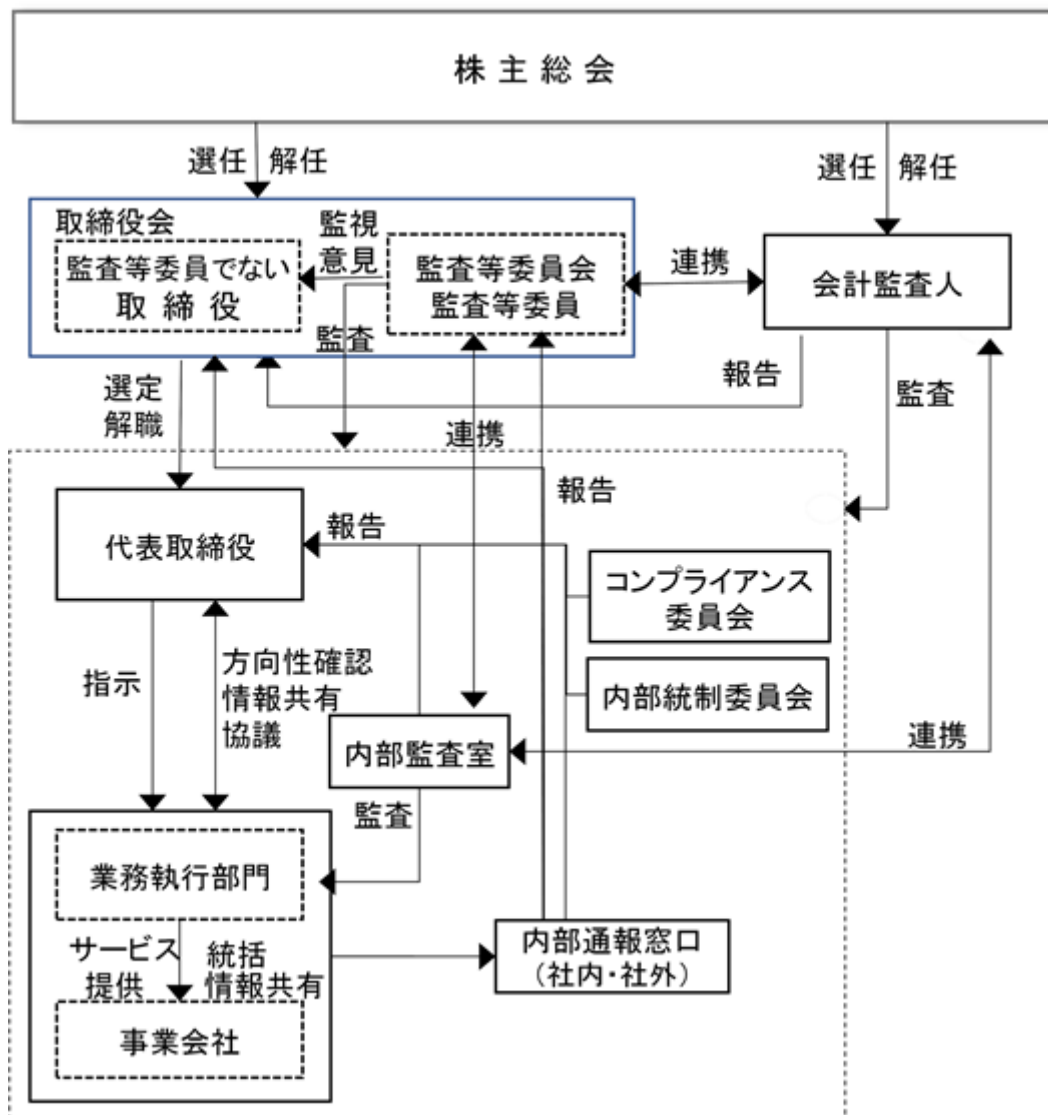
[体制]

監査等委員は、代表取締役をはじめ、他の取締役及び各使用人から、適宜個別のヒアリングや意見交換を実施することができる。

[運用状況の概要]

監査等委員は、重要会議に出席するほか、グローム・グループ各社の代表取締役、他の取締役及び使用人と個別に面談するほか、小規模組織の特性を活かし、日常的に連絡を取り、報告を求めるなどし、必要な情報の収集や意見交換を行っています。

当社の業務執行体制、経営監視および内部統制の仕組みは以下の図のとおりです。



b. リスク管理体制の整備の状況

当社は、当社及び連結子会社から成る企業集団における事業リスク及び業務リスクに対して、会社損失の最小化と事業継続に努め、各リスクへの適切な対応と企業としての信頼性確保を図るための管理体制を整備しています。事業リスク及び組織横断的なリスクに関する情報については、週次で開催され、当社及び子会社の主要な役職員が出席する定例会議で共有されるほか、経営企画、総務、財務・経理、法務・コンプライアンス、人事、内部監査等の機能を有する各部門が、連携推進部署として、電子稟議システムを利用するなどし、当社及び子会社のリスク情報に関してモニタリングし、必要な支援、指導を行える環境を整えています。

グループ各社の各部門で所管する業務に付随するリスクに関しては、各社の業務担当部門が、リスクの監視、報告、対応、予防等の実施に必要な管理を行っています。

また、リスク情報の伝達のためには、職制による伝達経路以外に内部通報の窓口も社内外に複数設置し、プライバシーの保護と不当な差別の禁止を規定した上で、役職員に対してリスクの疑義のある事象について積極的に報告・相談を行うことを奨励しています。

なお、当社では複数の法律事務所等の専門職サービスを提供する機関と顧問契約・業務委託契約を締結し、企業経営及び業務遂行上の様々な疑義が発生した場合は、内容に応じて専門家からの意見を適宜受けられる体制を取っています。

c. 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は、当社子会社の取締役及び監査役を当社から派遣し、当社子会社における取締役の職務執行の監視・監督を行っています。当社子会社の経営成績、財務状況等については、定期的に、その他重要な事項が発生した場合は都度、当社への報告を義務付けています。また、当社は、関係会社管理規程を定め、当社内に総務、財務・経理、人事、法務・コンプライアンス等の専門分野の各側面から、当社と当社子会社との内部統制の連携を横断的に監督・支援する制度を導入しており、企業集団全体を網羅的、統括的に管理しています。

d. 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査等委員との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めています。当該定款に基づき、当社と取締役陳徳彪氏、当社と監査等委員折橋秀三氏、堂野達之氏及び真鍋恵美子氏の3氏とはそれぞれ損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約における損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であり、当該責任限定が認められるのは、対象となる取締役（業務執行取締役等である者を除く。）が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

e. 補償契約の内容の概要等

該当する契約はありません。

f. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社及びすべての当社子会社におけるすべての取締役、監査役を被保険者とした会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しています。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものです。

g. 取締役の定数

当社の取締役は10名以内（うち監査等委員である取締役は5名以内）とする旨を定款に定めています。

h. 取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び選任決議は、累積投票によらない旨を定款に定めています。

i. 取締役会で決議することができる株主総会決議事項

・当社は機動的な資本政策を遂行できるよう、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨定款に定めています。

・当社は取締役が職務遂行に当たり期待される役割を十分に発揮することができるよう、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）及び第30回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生以前の行為に関し、監査役であった者の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めています。

・当社は機動的な株主への利益還元を可能とすることを目的とし、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）をすることができる旨定款に定めています。

j. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めています。

これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

k. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のありかたに関する基本方針については、特に定めていません。

I.取締役会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を計15回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりです。

氏名	当事業年度の 取締役在任期間	開催回数	出席回数
藤本 一郎	2023年4月1日～2024年3月31日	15	15
菅原 正純	2023年4月1日～2024年3月31日	15	15
森 芳英	2023年4月1日～2024年3月31日	15	15
何 清	2023年4月1日～2024年3月31日	15	14
張 力耘	2023年4月1日～2024年3月31日	15	15
齋藤 顕次	2023年4月1日～2024年3月31日	15	14
山口 公明	2023年4月1日～2024年3月31日	15	15
堂野 達之	2023年4月1日～2024年3月31日	15	15
真鍋 恵美子	2023年4月1日～2024年3月31日	15	15

取締役会における具体的な検討内容として、2022年6月24日に特別調査委員会から受領した連結子会社における不適切な取引に関する調査結果に対処する再発防止策の実践、新規子会社の設立に関する協議、株式取得による子会社の協議、内部統制システム基本方針及び各種規程の改訂、当社及び子会社の組織変更及び経営計画の策定、子会社に対する事業資金の貸付等を行っています。

(2) 【 役員の状況】

役員一覧

男性7名 女性2名 (役員のうち女性の比率22.2%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	菅原 正純	1969年1月15日生	1987年4月 ㈱サン・ジャパン(現 ㈱CAICA DIGITAL) 2013年1月 ㈱CareOnline(現 ㈱ケアダイナミックス) 取締役 2014年6月 ㈱SJメディカル(現 ㈱ノーザ) 取締役 2021年6月 グローム・マネジメント㈱ ITサポート部シニアマネージャー 2022年4月 同社 取締役 2022年11月 当社 執行役員 2023年1月 当社 取締役 2023年6月 当社 代表取締役社長(現任) グローム・マネジメント㈱ 代表取締役(現任) グローム・ワークサポート㈱ 取締役(現任) 2023年8月 グローム・インターナショナル㈱ 代表取締役(現任) 2023年9月 福山医療器㈱ 代表取締役社長(現任)	注3	-株
取締役	藤本 一郎	1975年11月16日生	2001年10月 弁護士法人淀屋橋・山上合同 アソシエイト(弁護士) 2006年9月 Squire Sanders(現 Squire Patton Boggs)ロサンゼルス事務所(客員弁護士) 2007年9月 上海兆辰匯亞律師事務所(現 上海上海瀾亭律師事務所)(客員弁護士) 2009年4月 弁護士法人淀屋橋・山上合同 社員(弁護士) 2012年9月 神戸大学法科大学院 兼任講師(現任) 2014年11月 一般財団法人中辻創智社(現 公益財団法人中辻創智社) 理事(現任) 2017年4月 弁護士法人創知法律事務所 代表社員(弁護士)(現任) 2018年4月 同志社大学法科大学院 客員教授 2019年4月 扶和ドローン㈱ 監査役(現任) 2019年10月 当社 社外取締役 2019年12月 ㈱fantasista(旧商号:㈱アジアゲートホールディングス) 社外取締役(監査等委員)(現任) 2022年7月 当社 社外取締役 2022年11月 当社 代表取締役社長 グローム・マネジメント㈱ 代表取締役会長 グローム・ワークサポート㈱ 代表取締役会長 2023年6月 当社 代表取締役会長 グローム・マネジメント㈱ 取締役(現任) 2024年6月 当社 取締役(現任)	注3	-株

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	森 芳 英	1954年 1月10日生	1977年 4月 (株)東京相和銀行 2002年 3月 (株)東京スター銀行 法人金融本 部 部長 2003年11月 (株)ミネルバ債権回収 副部長(オ リンパスグループ) 2008年 6月 ユナイテッド・ヘルスケア(株) 取 締役(オリンパスグループ) 2012年 7月 (株)メディウェル コンサルティン グ事業部 部長(アインファーマ シーズグループ) 2017年 6月 LCパートナーズ(株) 2018年 8月 LCメディコム(株)(現 グローム・ マネジメント(株))へ転籍 メディ カル事業部長 2019年 6月 同社 取締役 2021年 1月 グローム・ワークサポート(株) 取 締役(現任) 2022年11月 グローム・マネジメント(株) 代表 取締役社長(現任) 当社 執行役員 2023年 1月 当社 取締役(現任) 2023年 8月 グローム・インターナショナル(株) 取締役(現任) 2023年 9月 福山医療器(株) 取締役(現任)	注3	- 株
取締役	何 清	1968年 4月25日生	1993年 5月 北京中之旅商務會議服務有限公 司 最高財務責任者 1994年10月 北京外企航空服務有限公司 最高 財務責任者 2009年10月 北京北大青鳥有限責任公司 副總 裁 2017年 4月 金山エネルギーグループ有限公 司 執行董事(現任) 2021年 6月 当社 社外取締役 2023年 4月 グローム・ワークサポート(株) 取 締役国際事業部管掌) 当社 取締役(現任) 2023年 8月 グローム・インターナショナル (株) 代表取締役社長(現任)	注3	- 株
取締役	張 力 耘	1964年 4月20日生	1987年 7月 中国税関計算センター システム 開発 1990年 2月 北京コア(株) システム開発 1993年 6月 北京珠峰(株) システム開発 1998年12月 システムコンサルティング(株) システム開発 2005年 3月 DivineSoft(株) 代表取締役(現 任) 2012年10月 北京仁本新動科技有限公司 総経 理 2017年11月 守望智康(北京)科技有限公司 総経理(現任) 2019年 7月 (株)fantasista(旧商号:(株)アジア ゲートホールディングス) 取締 役 2023年 1月 当社 社外取締役 2023年 8月 当社 取締役(現任) グローム・インターナショナル (株) 取締役(現任)	注3	- 株

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	陳 德 彪	1971年 1月10日生	1993年 8月 中国中糧集団 本部財務部 入社 中国北京中糧龍泉山莊 財務部副 經理 出向 1994年10月 中国中糧集団 本部財務部 1995年 3月 同社 駐在日本代表事務所 財務經 理 兼任 日本豊中貿易株式会社 財務經理 出向 2002年 3月 中国中糧糧油輸出入公司 財務部 副總經理(主幹) 出向 2007年 3月 中国食品有限公司(香港上場公 司) 財務部總經理 出向 2013年 3月 中国中糧信託有限責任公司 副總 經理 兼任 首席リスク管理官 出 向 2019年 3月 中国深圳明誠金融服務有限公司 取締役 出向 2023年 3月 ㈱イクヨ 経営企画室副室長 2023年 6月 ㈱イクヨ 取締役(現任) 2024年 6月 当社 社外取締役(現任)	注3	1,600株
取締役 監査等委員	折 橋 秀 三	1958年 8月18日生	1981年 4月 ㈱三菱銀行(現 ㈱三菱UFJ銀 行) 入行 1997年10月 同社 支店部 主任調査役 2001年 8月 同社 大和支店長 2003年 4月 同社 京都支店長 2006年 9月 同社 成城支店長 2009年 9月 同社 リテール拠点部 部長 2011年 1月 イーピーエス㈱(現 EPSホール ディングス㈱) 入社 2011年10月 同社取締役 管理本部長 2013年 6月 同社取締役 常務執行役員 2014年 1月 同社取締役 上席執行役員 2021年10月 同社 執行役員副社長 2023年 4月 ㈱リーディングエッジ 特別顧問 (現任) 2023年 8月 Nova Shield㈱ 特別顧問(現任) ㈱アクセス 特別顧問(現任) 2024年 6月 当社 取締役(監査等委員)(現 任)	注4	- 株
取締役 監査等委員	堂 野 達 之	1971年 8月17日生	2000年 4月 弁護士登録 三井・今井・池田 法律事務所 2003年 6月 ㈱ロジコム 社外監査役 2007年 1月 堂野法律事務所 パートナー 2017年 1月 堂野法律事務所 所長(現任) 2019年10月 当社 社外監査役 2022年 5月 ㈱コバ・コーポレーション 社外 監査役(現任) 2022年 7月 当社 社外取締役(監査等委員) (現任)	注4	- 株
取締役 監査等委員	真 鍋 恵 美 子	1979年 7月27日生	2003年10月 監査法人トーマツ東京事務所(現 有限責任監査法人トーマツ) 入所 2007年 8月 公認会計士登録 2010年 7月 公認会計士真鍋恵美子事務所 所 長(現任) 2010年10月 税理士登録 2010年10月 税理士法人すばる会計(社員) (現任) 2019年 6月 四国旅客鉄道㈱ 監査役(現任) 2022年 7月 当社 社外取締役(監査等委員) (現任) 2022年11月 ㈱すばる 取締役(現任)	注4	- 株
計					1,600株

(注) 1 陳德彪氏は、社外取締役です。

- (注) 2 堂野達之氏及び真鍋恵美子氏は、社外取締役である監査等委員です。
- (注) 3 就任の時から2025年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。
- (注) 4 就任の時から2025年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。
- (注) 5 各役員の所有する当社株式の数は、当期末(2024年3月31日)現在の株式数を記載しています。
- (注) 6 社外取締役による当社株式の保有は「 役員の状況」の「保有株式数」欄に記載のとおりであります。

社外役員の状況

当社の取締役会は監査等委員ではない取締役6名のうち社外取締役は1名、監査等委員である取締役3名のうち社外取締役は2名であり、社外取締役それぞれが企業経営、法律・コンプライアンス、財務・会計、海外に関する豊富な経験と幅広い知見を有していると考えています。3名の社外取締役との間には、特別の利害関係はありません。

当社の監査等委員会は監査等委員3名のうち社外取締役である監査等委員は2名であり、法律・コンプライアンス、財務・会計等当社事業に関連する専門分野における豊富な経験と幅広い知見を有していると考えています。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。社外取締役である監査等委員とは、特別の利害関係はありません。

当社は、コーポレート・ガバナンスにおいて、社外取締役が、社会的な観点、コンプライアンス経営を重視する観点及び専門家としての観点によって、各種の業務執行に対して、より客観的かつ中立的な経営監視機能を果たしていただける役割を期待し、社外役員の体制を整備しています。特に、社外取締役である監査等委員には独立性が強く求められることから、堂野達之氏及び真鍋恵美子氏を独立役員として選任しており、東京証券取引所に届け出ています。

当社は、社外取締役及び社外取締役である監査等委員を選任するための独立性に関する基準又は方針について定めていません。しかしながら、当社の社外取締役及び社外取締役である監査等委員の選任状況については、現行の体制で十分に機能していると評価しています。社外取締役である監査等委員は、当社と利害関係のない独立性の高い人物を選任しています。

社外取締役又は社外監査等委員による監督又は監査と内部監査、監査等委員監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外取締役である監査等委員は取締役会に対する十分な牽制機能を果たしていると考えています。

なお、監査等委員監査については「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (3) 監査の状況 監査役監査の状況」に、内部監査については「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (3) 監査の状況 内部監査の状況」に、会計監査の状況については「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (3) 監査の状況 会計監査の状況」にそれぞれ記載の通りです。

(3)【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

a. 監査等委員会の組織、人員

当社における監査等委員会監査の組織は、経営及びコンプライアンス分野の知見を有する常勤監査等委員1名と社外監査等委員2名（法律の専門分野に関する相当程度の知見を有する弁護士及び財務・会計の専門分野に関する相当程度の知見を有する公認会計士を含む）で監査等委員会を構成し、実施しています。また、内部監査部門、総務部門、財務・経理部門、IT部門のスタッフの中から監査等委員会の補佐人を指名し、監査等委員会監査の実効性を高める措置を講じています。

監査等委員会は、取締役会開催に先立ち月次で開催される他、必要に応じて随時開催され、監査等委員会の職務執行に必要な事項に関する情報共有が行われています。監査等委員会監査の一環として、原則として取締役である監査等委員全員が取締役会に出席するほか、常勤監査等委員は兼任する子会社の取締役会に、また、その他の監査等委員も含め、重要会議にも適宜出席し、問題点がある場合は、専門的な見識も踏まえて独立的立場から監査等委員としての意見を表明しています。また、監査等で指摘した事項については経営層等と情報共有し、対応策等の助言も行っています。

また、監査等委員会監査での発見事項、グループ会社を含めた業務執行状況のモニタリング状況、内部監査・財務報告に係る内部統制の検証状況の経過及び結果等については、原則として月1回開催される監査等委員会で適宜、報告・協議され、取締役等の業務執行機関の職務の執行や重要な業務執行の監督を行っています。

当事業年度における監査等委員会の開催と監査等委員の出席に関する状況は以下の通りです。

b. 監査等委員会の開催と監査等委員の出席に関する状況

当事業年度において当社は監査等委員会を14回開催しており、個々の監査等委員の出席回数につきましては、次の通りです。

氏名	開催回数	出席回数
山口 公明	14回	14回
堂野 達之	14回	14回
真鍋 恵美子	14回	14回

監査等委員会は、コンプライアンス・リスク管理の適切性、内部通報制度の実効性、取締役会付議事項の定款への適合性及び適法性のほか、ガバナンスと内部統制の体制整備状況等を、当事業年度における主要な監査テーマとして監査活動に取り組みました。

常勤監査等委員は、社内の重要会議に出席し取締役の職務執行を監視・監督、またグループ全体のコンプライアンス委員会への出席、重要案件の決裁を行う稟議書を閲覧するなど、経営判断に係る様々なリスクへの日常的な監視を行っています。また、社外監査等委員も加わり、アライアンス先医療機関の状況についての訪問調査や内部通報窓口を担当し、リスク情報の収集と調査・対応を行っています。

内部監査の状況

当社における内部監査は、独立性の見地から業務ラインから独立した監査専任組織として社長直属の組織の内部監査室が設置され、専任1名が関係会社を含めた内部監査を実施しています。内部監査は、内部監査規程に則り、リスクベースで年間内部監査計画を作成の上、実施されています。内部監査の結果、発見された改善措置・是正措置の必要な事項については、監査対象部門と合意された改善計画を添え、随時代表取締役社長に報告するとともに、当社は内部監査部門が取締役および監査等委員との連携を確保するために、取締役会および監査等委員会に対しても適切に直接報告をする仕組みを構築しております。

また、内部監査室は監査等委員とそれぞれの監査活動等について日常的に情報交換を行い、また、監査等委員会にも毎回出席するなど、監査等委員会との連携も常時行っています。

監査等委員、内部監査室及び会計監査人は定期的に会議を実施するなど、相互に連携をすることでさらに実効性の高い内部監査ができるよう努めております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称 協立神明監査法人

b. 継続監査期間 2年間

c. 業務を執行した公認会計士 朝田 潔 氏 田中 伴一 氏

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士14名、その他3名です。

e. 監査法人の選定方針と理由

監査等委員会は、会計監査人が、必要な専門的能力と監査実績を有すること、独立性を有する監査体制及び監査の品質管理体制が整備されていること、監査報酬が合理的かつ妥当であること、並びに当社についての監査実績を踏まえた上で、会計監査人を総合的に評価し、選定について判断しています。

f. 監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会は、会計監査人の評価項目を定め、会計監査人としての相当性・独立性、監査チームの監査計画及び期中・期末の監査対応、監査報酬決定プロセスに関して、品質管理レビューおよび公認会計士・監査審査会の検査結果の確認及び会計監査人のマネジメント等を評価するほか、監査責任者及び補助者等との面談、財務・経理部門、内部監査部門等の業務執行部門からの会計監査人评价の確認及び業務執行部門の責任者、担当者等からのヒアリング等に基づき、監査法人に対する評価を行っています。

g. 監査法人の異動

当社の監査法人は次のとおり異動しております。

前々連結会計年度及び前々事業年度 赤坂有限責任監査法人

前連結会計年度及び前事業年度 協立神明監査法人

なお、協立神明監査法人は、赤坂有限責任監査法人が当社第30期定時株主総会に係る継続会（2022年7月28日開催）の終結の時をもって当社会計監査人を辞任により退任する旨の通知を受けたため、2022年7月28日開催の監査等委員会で一時会計監査人として選任されていましたが、第31回定時株主総会において会計監査人に選任されました。

協立神明監査法人を当社の一時会計監査人および会計監査人とした理由は、品質管理体制、独立性、専門性、監査業務の実施体制並びに監査報酬の水準等を総合的に勘案した結果、適任と判断したためであります。

監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	30	-	30	-
連結子会社	-	-	-	-
計	30	-	30	-

監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（ を除く）

該当事項はありません。

その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、当社の事業規模の観点から監査人と協議の上、合理的監査日数を勘案し監査報酬を決定しています。

当事業年度の末日において、会社法第2条第11号に規定する会計監査人設置会社である場合、監査等委員会が会社法第399条第1項の同意（監査報酬の同意）をした理由

会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしています。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は2024年6月27日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本項目において「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しています。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針に整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しています。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次の通りです。

A. 個人別の報酬等のうち、次の事項（a.～d.）の決定に関する方針

a. 業績連動報酬等について業績指標の内容・額又は算定方法

当社は、不動産関連事業から医療関連事業への大転換を行なっている最中であり、業績指標に連動した報酬は、現時点では行わない。

b. 非金銭報酬等（株式報酬、ストック・オプション）の内容・額（数）又は算定方法

当社グループの中長期的な業績向上へのインセンティブとする為に、取締役に対する非金銭報酬等として、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を、株主総会で定められた基準の範囲内で、取締役会の決議により、付与する。

個人別の付与の有無及び付与する場合の付与数については、個々の取締役の役位、能力、職責、在任年数、社会的地位等を踏まえ、期待する役割、経営環境、更にはインセンティブを付与すべき必要性等を考慮し、取締役会の意見を踏まえ、代表取締役が決定する。また、収益とリスクのバランスに優れた経営を行う為、社外取締役は過度な業績指向へのブレーキ役を担うことから、社外取締役には、原則的にストック・オプションを付与しない。

c. その他の報酬（＝確定額報酬等（a. b. 以外の報酬））の額又は算定方法

取締役のその他の報酬（＝確定額報酬等）については、個々の取締役の役位、能力、職責、在任年数、社会的地位等を踏まえ、当社の業績を考慮しながら、総合的に勘案して、株主総会で定められた基準の範囲内で、取締役会の決議により、個別の報酬額について決定する。

d. a. b. c. の割合（構成比率）の決定に関する方針

b.（株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権）とc.（確定額報酬等）の比率は、経営環境、当社の業績及びインセンティブを付与すべき必要性を考慮し、取締役会の意見を踏まえ、代表取締役が決定する。

B. 報酬等を与える時期・条件の決定に関する方針

b.（株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権）の付与は、株主総会及び取締役会で定められた基準の範囲内で、付与者と割当契約を締結した上で付与する。

c.（確定額報酬等）は、原則として、年間報酬額の1/12を月額で支払う。

C. 報酬等の内容の決定方法（以下は、取締役その他の第三者に委任する場合）

取締役会の意見を踏まえ、代表取締役が決定する。

D. その他個人別報酬等の内容の決定に関する重要な事項

該当事項はありません。

E. その他（監査等委員である取締役の報酬）

監査等委員である取締役の報酬については、株主総会で定められた基準の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により、個別の報酬額について決定する。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる役員の員数(名)
		基本報酬	業績連動報酬	退職慰労金	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)	30	27	-	-	2	5
取締役(監査等委員)(社外取締役を除く)	7	7	-	-	-	1
社外役員	13	13	-	-	-	3

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。

(注) 2. 業績連動報酬等にかかる報酬は「 A. a. 業績連動報酬等について業績指標の内容・額または算定方法」に記載の通りで、現時点では行われていません。

(注) 3. 非金銭報酬等にかかる報酬は「 A. b. 非金銭報酬等について業績指標の内容・額または算定方法」に記載の通りで、現時点では行われていません。

- (注) 4. 当社の取締役の報酬額は、2019年10月29日開催の臨時株主総会において、年額150百万円以内（うち社外取締役分年額20百万円以内）及び2021年6月29日開催の第29回定時株主総会において、当該報酬枠とは別に、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対するストック・オプションとしての新株予約権の報酬等を年額80百万円以内と決議いただいていたが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2024年6月27日開催の第32回定時株主総会において年額75百万円以内（うち、社外取締役年額20百万円以内）と決議しています（使用人兼務取締役の使用人分給とは含まない）。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、4名（うち、社外取締役は2名）です。
- (注) 5. 当社の監査役の報酬額は、2019年10月29日開催の臨時株主総会において、年額40百万円以内と決議いただいていたが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2022年6月27日及び同年7月28日開催の第30回定時株主総会において年額30百万円以内（うち、社外取締役年額15百万円以内）と決議しています。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名（うち社外取締役は2名）です。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式について、専ら株式の価値の変動又は配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式(政策保有株式)に区分しています。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。)に基づいて作成しています。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しています。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成していません。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)の財務諸表について、協立神明監査法人により監査を受けています。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っています。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、同基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、資料の入手やセミナーの参加等、必要な情報を得ています。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,964	2,769
売掛金	177	142
営業貸付金	888	1,068
商品及び製品	5	17
原材料及び貯蔵品	0	0
短期貸付金	236	8
1年内回収予定の長期貸付金	883	-
その他	166	200
貸倒引当金	170	288
流動資産合計	5,051	3,917
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	846	869
減価償却累計額	96	151
建物及び構築物(純額)	750	717
土地	704	730
建設仮勘定	-	1
その他	40	55
減価償却累計額	24	39
その他(純額)	15	15
有形固定資産合計	1,470	1,465
無形固定資産		
のれん	-	77
その他	4	5
無形固定資産合計	4	82
投資その他の資産		
関係会社株式	814	794
長期貸付金	987	1,995
繰延税金資産	16	20
敷金及び保証金	59	65
その他	486	509
貸倒引当金	457	488
投資その他の資産合計	1,907	2,896
固定資産合計	3,381	4,444
資産合計	8,432	8,362

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	-	2 151
未払法人税等	38	18
賞与引当金	58	0
その他	1 165	1 255
流動負債合計	262	426
固定負債		
資産除去債務	18	18
長期預り敷金保証金	145	145
その他	0	2
固定負債合計	164	166
負債合計	426	593
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,049	3,049
資本剰余金	3,012	3,012
利益剰余金	1,798	1,555
自己株式	0	0
株主資本合計	7,859	7,616
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	10	6
その他の包括利益累計額合計	10	6
新株予約権	156	158
純資産合計	8,006	7,768
負債純資産合計	8,432	8,362

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
売上高	1,178	1,238
売上原価	630	374
売上総利益	1,167	863
販売費及び一般管理費		
貸倒引当金繰入額	26	148
役員報酬	81	92
給料	300	311
賞与	-	2
賞与引当金繰入額	58	13
株式報酬費用	81	17
役員退職慰労金	15	-
退職給付費用	5	4
福利厚生費	85	73
賃借料	61	60
減価償却費	16	15
支払報酬	56	53
支払手数料	105	42
外注委託料	19	42
のれん償却額	-	8
その他	163	147
販売費及び一般管理費合計	1,078	1,008
営業利益又は営業損失()	89	144
営業外収益		
受取利息	1	1
持分法による投資利益	116	-
違約金収入	71	-
その他	1	1
営業外収益合計	191	2
営業外費用		
支払利息	2	0
持分法による投資損失	-	24
子会社株式取得関連費用	-	21
その他	9	4
営業外費用合計	12	50
経常利益又は経常損失()	268	192

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
特別利益		
受取保険金	51	9
債務返還引当金戻入益	88	-
新株予約権戻入益	22	15
特別利益合計	162	25
特別損失		
固定資産除却損	24	20
関係会社清算損	12	-
特別調査費用	20	-
出資金評価損	1	13
減損損失	30	-
その他	1	4
特別損失合計	40	17
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	390	184
法人税、住民税及び事業税	31	3
法人税等調整額	8	10
法人税等合計	40	13
当期純利益又は当期純損失()	350	198
非支配株主に帰属する当期純利益	2	-
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()	348	198

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
当期純利益又は当期純損失()	350	198
その他の包括利益		
持分法適用会社に対する持分相当額	5	3
その他の包括利益合計	1 5	1 3
包括利益	345	194
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	347	194
非支配株主に係る包括利益	2	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,049	3,012	1,504	0	7,566
当期変動額					
剰余金の配当			54		54
親会社株主に帰属する当期純利益			348		348
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	293	-	293
当期末残高	3,049	3,012	1,798	0	7,859

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	5	5	97	2	7,656
当期変動額					
剰余金の配当					54
親会社株主に帰属する当期純利益					348
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	5	5	59	2	55
当期変動額合計	5	5	59	2	349
当期末残高	10	10	156	-	8,006

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,049	3,012	1,798	0	7,859
当期変動額					
自己株式の取得				0	0
剰余金の配当			45		45
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）			198		198
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	243	0	243
当期末残高	3,049	3,012	1,555	0	7,616

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	10	10	156	-	8,006
当期変動額					
自己株式の取得					0
剰余金の配当					45
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）					198
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3	3	2	-	5
当期変動額合計	3	3	2	-	237
当期末残高	6	6	158	-	7,768

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	390	184
減価償却費	81	65
のれん償却額	-	8
貸倒引当金の増減額(は減少)	26	148
賞与引当金の増減額(は減少)	6	59
債務返還引当金の増減額(は減少)	90	-
受取利息及び受取配当金	1	1
支払利息	2	0
持分法による投資損益(は益)	116	24
減損損失	0	-
固定資産除却損	4	0
出資金評価損	1	13
特別調査費用	20	-
関係会社清算損益(は益)	12	-
違約金収入	71	-
受取保険金	51	9
子会社株式取得関連費用	-	21
株式報酬費用	81	17
新株予約権戻入益	22	15
売上債権の増減額(は増加)	21	40
営業貸付金の増減額(は増加)	190	180
棚卸資産の増減額(は増加)	2	5
販売用不動産の増減額(は増加)	435	-
仕入債務の増減額(は減少)	-	23
立替金の増減額(は増加)	6	2
未収入金の増減額(は増加)	6	2
前払費用の増減額(は増加)	68	1
敷金及び保証金の増減額(は増加)	6	3
前受金の増減額(は減少)	9	0
未払金の増減額(は減少)	151	27
預り金の増減額(は減少)	1	4
未払消費税等の増減額(は減少)	60	32
預り敷金及び保証金の増減額(は減少)	110	-
未収消費税等の増減額(は増加)	62	30
その他	4	26
小計	745	175
利息及び配当金の受取額	1	0
利息の支払額	3	0
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	110	22
保険金の受取額	51	9
違約金の受取額	71	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	755	187

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	24	28
無形固定資産の取得による支出	2	2
貸付けによる支出	50	-
貸付金の回収による収入	846	103
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	-	2 33
投資活動によるキャッシュ・フロー	769	38
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	310	0
自己株式の取得による支出	-	0
配当金の支払額	54	45
財務活動によるキャッシュ・フロー	364	45
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,161	194
現金及び現金同等物の期首残高	1,848	2,964
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	45	-
現金及び現金同等物の期末残高	1 2,964	1 2,769

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 4社

連結子会社の名称

グローム・マネジメント株式会社

グローム・ワークサポート株式会社

グローム・インターナショナル株式会社

福山医機器株式会社

グローム・インターナショナル株式会社を2023年8月に設立したことにより、当連結会計年度より連結の範囲に含めています。

福山医療器株式会社の全株式を2023年9月に取得したことにより、当連結会計年度より連結の範囲に含めています。

グローム・プラス株式会社、グローム・ステイ株式会社及び合同会社シアトル525は、2023年10月1日付で当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しています。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社の数 1社

持分法適用の関連会社の名称

株式会社D Aホールディングス

(2) 持分法を適用していない非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

(3) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る財務諸表を使用しています。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しています。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しています。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しています。

棚卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっています。

商品

個別法に基づく原価法

貯蔵品

個別法に基づく原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

当社及び連結子会社は

建物及び構築物 定額法によっています。

上記以外

定率法によっています。

無形固定資産

定額法を採用しています。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しています。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

当社及び連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上し、在外連結子会社は貸倒懸念債権等特定の債権について個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

賞与引当金

当社及び連結子会社は、従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当連結会計年度に負担すべき額を計上しています。

役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき額を計上しています。なお、当連結会計年度の末日においては、役員賞与引当金の計上はありません。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

A. 当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

業務受託収入

業務委託契約に基づき、契約内容に応じた経営管理指導等の受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点で当社及び連結子会社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益及び費用を認識しています。

業務受託収入アップフロント収入

業務委託契約に基づき、契約内容に応じたアライアンス締結にかかる助言・指導等の受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点で当社及び連結子会社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益及び費用を認識しています。

商品・製品の販売収入

商品販売契約に係る収益について、顧客への商品の提供における当社及び連結子会社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しています。

B. その他の源泉から生じた収益

不動産賃貸収入

不動産の賃貸による収益については、「リース取引に関する会計基準」に従い、賃貸借契約期間にわたって「その他の源泉から生じた収益」として収益を認識しています。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しています。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクが負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっています。

(重要な会計上の見積り)

貸倒引当金

連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

勘定科目	前連結会計年度	当連結会計年度
貸倒引当金(流動)	170	288
貸倒引当金(固定)	457	488

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

貸倒引当金については、売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、各取引先の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。当社グループにおいて上記債権の回収可能性について、返済状況を把握するとともに、債権先の決算報告書の確認をし、財政状態や収支状況を把握することで、信用リスクに応じた債権分類を適切に実施し、担保による債権保全等を考慮した上で、個別評価の算出をしています。現状の貸倒引当金計上額で、発生する可能性のある損失を適切に見積っていると考えていますが、急激な経済金融情勢の変化が発生した場合、翌連結会計年度において実際の貸倒損失が引当金計上額と相違する可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)
- ・「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

2018年2月に企業会計基準第28号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等(以下「企業会計基準第28号等」)が公表され、日本公認会計士協会における税効果会計に関する実務指針の企業会計基準委員会への移管が完了されましたが、その審議の過程で、次の2つの論点について、企業会計基準第28号等の公表後に改めて検討を行うこととされていたものが、審議され、公表されたものであります。

- ・税金費用の計上区分(その他の包括利益に対する課税)
- ・グループ法人税制が適用される場合の子会社株式等(子会社株式又は関連会社株式)の売却に係る税効果

(2) 適用予定日

2025年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

1 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高は、次の通りです。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
顧客との契約から生じた債権	77百万円	142百万円
契約負債	1百万円	0百万円

2 連結会計年度末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
支払手形	-百万円	1百万円

3 保証債務

次の医療法人について、金融機関等からの借入に対し、債務保証を行っています。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
医療法人樹恵会(借入債務)	477百万円	406百万円
医療法人野垣会(借入債務)	114百万円	76百万円
社会医療法人阪南医療福祉センター(借入債務)	1,567百万円	1,506百万円
医療法人社団潤清会(借入債務)	26百万円	23百万円
計	2,186百万円	2,012百万円

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載していません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しています。

2 固定資産除却損の内容は次の通りです。

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
建物及び構築物	0百万円	-百万円
その他(工具器具及び備品等)	2百万円	0百万円
その他(ソフトウェア)	2百万円	-百万円
その他(電話加入権)	-百万円	0百万円
計	4百万円	0百万円

3 減損損失

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

場所	用途	種類	金額
東京都港区	本社	その他(電話加入権)	0百万円
	計		0百万円

当社グループは本社及び不動産賃貸資産(物件単位)等を基礎にグルーピングを行っています。本社については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としています。

電話加入権を回収可能額まで減額し当該減少額を減損損失として特別損失に計上しています。

なお、電話加入権の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、買取価額はないものと評価しています。

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	5百万円	3百万円
その他の包括利益合計	5百万円	3百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	9,051,000	-	-	9,051,000
合計	9,051,000	-	-	9,051,000
自己株式				
普通株式	570	-	-	570
合計	570	-	-	570

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約 権の目的 となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストックオプションと しての新株予約権	-	-	-	-	-	156
	合計	-	-	-	-	-	156

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の 総額(百 万円)	配当の原資	1株当 たり配当額 (円)	基準日	対力発生日
2022年6月27日 定時株主総会	普通株式	54	利益剰余金	6	2022年3月31 日	2022年6月28 日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の 総額(百 万円)	配当の原資	1株当 たり配当額 (円)	基準日	対力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	45	利益剰余金	5	2023年3月31 日	2023年6月29 日

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	9,051,000	-	-	9,051,000
合計	9,051,000	-	-	9,051,000
自己株式				
普通株式（注）	570	69	-	639
合計	570	69	-	639

（注）普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取によるものです。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約 権の目的 となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （百万円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	ストックオプションと しての新株予約権	-	-	-	-	-	158
	合計	-	-	-	-	-	158

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の 総額（百 万円）	配当の原資	1株当 たり配当額 （円）	基準日	対力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	45	利益剰余金	5	2023年3月31 日	2023年6月29 日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
該当事項はありません。

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）	当連結会計年度 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
現金及び預金勘定	2,964百万円	2,769百万円
現金及び現金同等物	2,964百万円	2,769百万円

2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

株式の取得により新たに福山医療器株式会社が連結子会社となったことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額と取得のための支出は、次のとおりであります。

流動資産計	238百万円
固定資産計	55百万円
のれん	85百万円
流動負債計	167百万円
固定負債計	2百万円
株式の取得価額	210百万円
現金及び現金同等物	176百万円
差引：取得のための支出	33百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

金融商品に対する取組方針

当社グループは、当連結会計年度より連結子会社となった福山医療器(株)に借入金があり若干の有利子負債があります。運転資金、事業資金など必要な時は金融機関などからの調達をします。資金運用については流動性を重要視し、運用期間を短期とすることにより、市場リスクを極力回避しています。デリバティブ取引は、金利変動リスクのヘッジ及び支払金利の軽減を主眼とし、投機的な取引は行わない方針です。

金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金、貸付金は、顧客の信用リスクに晒されています。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されています。

投資有価証券は、主に資本業務提携等に関する株式であり、財務状況により価値が下落するリスクに晒されています。

敷金及び保証金は、取引先企業等の信用リスクに晒されています。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、営業債権及び敷金及び保証金について、担当部門において主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っています。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社グループは、投資有価証券については、定期的に対象企業の財務状態等を把握しています。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各部門からの報告に基づき担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しています。

金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
長期貸付金	1,871	1,854	16
貸倒引当金(*3)	457	457	-
資産計	1,414	1,397	16

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
長期貸付金	1,995	1,971	23
貸倒引当金(*3)	457	457	-
資産計	1,538	1,514	23

(*1)「現金及び預金」「売掛金」「営業貸付金」「短期貸付金」「支払手形及び買掛金」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しています。

(*2) 市場価格のない株式等は上記には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下の通りです。

区分	前連結会計年度(百万円)	当連結会計年度(百万円)
非上場株式	814	794
出資金	320	306

(*3) 長期貸付金に対する貸倒引当金を控除しています。

(注) 1. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
現金及び預金	2,964	-	-
売掛金	77	-	-
営業貸付金	738	133	16
短期貸付金	236	-	-
長期貸付金	883	937	50
合計	4,900	1,070	66

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
現金及び預金	2,769	-	-
売掛金	142	-	-
営業貸付金	984	79	5
短期貸付金	8	-	-
長期貸付金	-	1,488	507
合計	3,904	1,567	512

(注) 2. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

借入金等は金額が僅少であり重要性が乏しいため、記載を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 長期貸付金	-	1,854	-	1,854
資産計	-	1,854	-	1,854

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 長期貸付金	-	1,971	-	1,971
資産計	-	1,971	-	1,971

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期貸付金

長期貸付金の時価は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により算定し、レベル2の時価に分類しています。また、貸倒懸念債権の時価は、同様の割引率による見積キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等を基に割引現在価値法により算定し、時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しています。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び、国内連結子会社であるグローム・マネジメント株式会社及びグローム・ワークサポート株式会社は、確定給付型の制度である倉庫業企業年金基金に加入しています。

倉庫業企業年金基金は、複数事業主制度の確定給付企業年金制度であり、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができない制度のため、確定拠出制度と同様に会計処理しています。

なお、要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は次の通りです。

2. 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の確定給付企業年金制度への要拠出額は、前連結会計年度22百万円、当連結会計年度22百万円です。

(1) 複数事業主制度の直近の積立状況

	前連結会計年度 (2022年3月31日現在)	当連結会計年度 (2023年3月31日現在)
年金資産の額	11,721百万円	11,538百万円
年金財政計算上の数理債務の額と 最低責任準備金の額との合計額	5,824百万円	5,851百万円
差引額	5,896百万円	5,686百万円

(2) 複数事業主制度の掛金に占める当社グループの割合

前連結会計年度 1.49% (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

当連結会計年度 1.38% (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は剰余金(前連結会計年度5,896百万円、当連結会計年度5,686百万円)です。

本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年の元利均等償却です。

なお、上記(2)の割合は当社グループの実際の負担割合とは一致しません。

3. 確定拠出制度

確定拠出制度(確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の確定給付企業年金制度を含む。)への要拠出額は、前連結会計年度4百万円、当連結会計年度4百万円です。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	81	17

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
新株予約権戻入益	22	15

3. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 子会社グローム・マネジメント株式会社の取締役 3名	当社取締役 2名 子会社グローム・マネジメント株式会社の取締役 3名 当社従業員 11名 子会社グローム・マネジメント株式会社の従業員 38名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 39,000株	普通株式 202,000株
付与日	2020年6月27日	2021年6月30日
権利確定条件	当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段の定めはありませんが、新株予約権の行使の条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。	当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段の定めはありませんが、新株予約権の行使の条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。
対象勤務期間	自 2020年6月27日 至 2022年6月30日	自 2021年6月30日 至 2023年6月30日
権利行使期間	自 2022年7月1日 至 2030年6月25日	自 2023年7月1日 至 2031年6月28日

(注) 株式数に換算して記載しています

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2024年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しています。

ストック・オプションの数

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	29,000	156,000
付与	-	-
失効	-	17,500
権利確定	-	-
未確定残	29,000	138,500
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	-

単価情報

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利行使価格 (円)	1,040	1,710
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	597	1,023

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用していません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注)2.	92百万円	139百万円
有形固定資産	0百万円	0百万円
減損損失	0百万円	0百万円
未払事業税	5百万円	5百万円
賞与引当金	20百万円	0百万円
投資有価証券	3百万円	3百万円
貸倒引当金	44百万円	98百万円
その他	34百万円	52百万円
繰延税金資産小計	200百万円	300百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	92百万円	139百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	92百万円	140百万円
評価性引当額小計(注)1.	185百万円	279百万円
繰延税金資産合計	16百万円	20百万円
繰延税金負債		
繰延税金負債合計	-百万円	-百万円
繰延税金資産の純額	16百万円	20百万円

(注)1 評価性引当額が93百万円増加しています。この増加の主な内容は、繰越欠損金及び貸倒引当金が増加したことによります。

(注)2 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2023年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金(1)	-	-	1	-	3	88	92
評価性引当額	-	-	1	-	3	88	92
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	(2)-

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

(2) 税務上の繰越欠損金92百万円(法定実効税率を乗じた額)について繰延税金資産を計上していません。

当連結会計年度(2024年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金(1)	-	-	-	-	-	139	139
評価性引当額	-	-	-	-	-	139	139
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	(2)-

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

(2) 税務上の繰越欠損金139百万円(法定実効税率を乗じた額)について繰延税金資産を計上していません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
法定実効税率	30.62%	税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しています。
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.99%	
住民税均等割	8.17%	
評価性引当額の増減	7.03%	
連結納税による差異	31.55%	
持分法投資損益	9.17%	
その他	0.06%	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	10.31%	

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社及び一部の連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

- 当該資産除去債務の概要
本社オフィス賃貸借契約に伴う原状回復義務等です。
- 当該資産除去債務の金額の算定方法
使用見込期間を取得から契約満了までと見積り、割引率は国債利回りの率を基に各期間の割引率を算出し、資産除去債務の金額を計算しています。
- 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
期首残高	18百万円	18百万円
時の経過による調整額	0百万円	0百万円
期末残高	18百万円	18百万円

(賃貸等不動産関係)

当社と連結子会社は、北海道に、賃貸用建物を所有しております。前連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸利益は37百万円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価並びに販売費及び一般管理費に計上）であります。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸利益は54百万円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価並びに販売費及び一般管理費に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

		前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
連結貸借対照表計上額	期首残高	16	1,379
	期中増減額	1,362	27
	期末残高	1,379	1,352
期末時価		1,593	1,593

- (注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
- 2 期中増減額のうち、前連結会計年度の主な増加額は販売不動産からの振替（1,377百万円）及び改修工事（22百万円）であり、主な減少額は減価償却費（36百万円）であります。当連結会計年度の主な増加額は改修工事（23百万円）であり、主な減少額は減価償却費（50百万円）であります。
- 3 期末の時価は、自社で合理的に算定した価額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報
顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりです。
2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
収益を理解するための基礎となる情報は「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。
3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	93	77
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	77	142
契約負債(期首残高)	9	1
契約負債(期末残高)	1	0

(注) 契約負債は、主に、ファイナンス業務のサービス契約における顧客からの前受金です。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

「医療関連事業」は、アライアンス先医療機関に対して上述した様々なサービスを提供しています。

「不動産関連事業」は、不動産賃貸業務を行っています。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一です。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			合計	調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額 (注) 2
	医療関連	不動産関連	計			
売上高						
業務受託収入	898	9	907	907	-	907
業務受託アップフロント収入	-	-	-	-	-	-
その他	186	514	701	701	-	701
顧客との契約から生じる収益	1,085	523	1,608	1,608	-	1,608
その他の収益	-	189	189	189	-	189
外部顧客への売上高	1,085	712	1,798	1,798	-	1,798
セグメント間の内部売上高又は 振替高	-	-	-	-	-	-
計	1,085	712	1,798	1,798	-	1,798
セグメント利益	416	124	541	541	452	89
セグメント資産	6,961	1,470	8,432	8,432	-	8,432
その他の項目						
減価償却費	5	76	81	81	-	81
減損損失	-	0	0	0	-	0
持分法適用会社への投資額	814	-	814	814	-	814
有形固定資産及び無形固定資産 の増加額	3	23	26	26	-	26

(注) 1 セグメント利益の調整額 452百万円には、セグメント間取引消去28百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 480百万円が含まれています。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費です。

2 セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っています。

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			合計	調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額 (注) 2
	医療関連	不動産関連	計			
売上高						
業務受託収入	695	8	704	704	-	704
業務受託アップフロント収入	-	-	-	-	-	-
その他	405	-	405	405	-	405
顧客との契約から生じる収益	1,101	8	1,109	1,109	-	1,109
その他の収益	-	128	128	128	-	128
外部顧客への売上高	1,101	136	1,238	1,238	-	1,238
セグメント間の内部売上高又は 振替高	-	-	-	-	-	-
計	1,101	136	1,238	1,238	-	1,238
セグメント利益又は損失（ ）	170	51	221	221	365	144
セグメント資産	6,837	1,524	8,362	8,362	-	8,362
その他の項目						
減価償却費	4	61	65	65	-	65
減損損失	-	-	-	-	-	-
持分法適用会社への投資額	794	-	794	794	-	794
有形固定資産及び無形固定資産 の増加額	8	23	31	31	-	31

(注) 1 セグメント利益又は損失（ ）の調整額 365百万円には、セグメント間取引消去22百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 387百万円が含まれています。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費です。

2 セグメント利益又は損失（ ）は、連結財務諸表の営業損失（ ）と調整を行っています。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しています。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が、連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しています。

(2) 有形固定資産

本邦の有形固定資産の金額が、連結貸借対照表の有形固定資産合計の90%を超えるため、記載を省略しています。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（百万円）	関連セグメント名
京商プロパティ株式会社	511	不動産関連

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しています。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が、連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しています。

(2) 有形固定資産

本邦の有形固定資産の金額が、連結貸借対照表の有形固定資産合計の90%を超えるため、記載を省略しています。

3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しています。

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しています。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	医療関連	不動産関連	全社・消去	合計
当期償却額	8	-	-	8
当期末残高	77	-	-	77

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

(福山医療器株式会社の株式の取得(子会社化))

当社は、2023年9月25日開催の取締役会において、福山医療器株式会社の株式を100%取得し、子会社化することについて決議し、9月29日に株式を取得し子会社化しました。

(1) 企業結合の概要

被取得企業の名称及び事業内容

被取得企業の名称 福山医療器株式会社

事業内容 医療用機械器具卸売業(歯科用機械器具を含む)、医療用品卸売業

企業結合を行った主な理由

当社グループでは、主力事業である医療関連事業に関し、アライアンス先医療機関(以下「アライアンス先」)への経営支援コンサルティングに不可欠である医療機器を専門に扱う企業との提携やM&A等を模索しておりました。医療機関で扱う医療機器は診断に不可欠な精密機器であるため高額な機器も多く、それらの導入に伴う医療機関の負担も微小なものではありません。当社グループのアライアンス先においても、老朽化やメンテナンスの打ち切り等により、医療機器の入れ替え需要は高く、アライアンス先の要望する医療機器を可能な限り安価に導入することが可能であれば、アライアンス先の負担は軽減されます。その結果、当社グループは、アライアンス先に、より一層質の高いサービスを提供することを実現することが可能になり、アライアンス先の経営支援に寄与することが可能になります。

当社グループでは、医療機器に関するアライアンス先の需要に対し、専門的かつ豊富な医療機器の販売実績及び経験を備えた福山医療器株式会社の紹介を受け、株式の譲渡を強く希望されていた同社株主の要望を受けて検討を重ねてまいりましたところ、同社を連結子会社化することにより、アライアンス先の医療機器需要に対するシナジー効果が期待できることから、当社による同社株式の取得を決定いたしました。

企業結合日

2023年9月29日

企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

結合後企業の名称

変更はありません。

取得した議決権比率

100%

取得企業を決定することに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得することによるものであります。

(2) 連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

2023年10月1日から2024年3月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

現金 210百万円

(4) 主要な取得関連費用の内訳及び金額

アドバイザー費用等 21百万円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

発生したのれん金額

85百万円

発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力です。

償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
関連会社 (当該関連会社の子会社を含む)	株DAインベストメンツ	東京都港区	100	医療関連事業	-	-	資金の回収	-	長期貸付金	258
							貸付金の担保受入(注1)	2,343	-	-
							利息の受取(注2)	0	未収利息	0

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 当社は(株)DAインベストメンツに対する貸付金の担保として、同社の保有する基金拠出金返還請求権に対して質権設定をしています。
- 2 資金の貸付については、借手側の財政状況等を考慮し利率を決定しています。

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
関連会社 (当該関連会社の子会社を含む)	株DAインベストメンツ	東京都港区	100	医療関連事業	-	-	資金の回収	-	長期貸付金	258
							貸付金の担保受入(注1)	2,343	-	-
							利息の受取(注2)	0	未収利息	0

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 当社は(株)DAインベストメンツに対する貸付金の担保として、同社の保有する基金拠出金返還請求権に対して質権設定をしています。
- 2 資金の貸付については、借手側の財政状況等を考慮し利率を決定しています。

(イ) 連結財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主(個人の場合に限る)等

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者の取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主（個人の場合に限る）等

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
役員	藤本一郎	-	-	当社代表取締役会長	-	-	弁護士報酬	10	-	-

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

重要な関連会社の要約財務情報

当連結会計年度において、重要な関連会社は株式会社DAホールディングスであり、その要約財務情報は以下の通りです。

（単位：百万円）

	株式会社DAホールディングス	
	前連結会計年度 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）	当連結会計年度 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
流動資産合計	503	496
固定資産合計	2,400	2,364
流動負債合計	133	122
固定負債合計	590	541
純資産合計	2,180	2,196
売上高	212	234
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失（ ）	440	8
当期純利益	396	3

（注） 株式会社DAホールディングスは決算期が12月です。前連結会計年度は2022年12月期、当連結会計年度は2023年12月期の財務情報を記載しています。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額	867円29銭	840円79銭
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失()	38円47銭	21円91銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	-	-

(注) 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下の通りです。

	前連結会計年度末 (2023年3月31日)	当連結会計年度末 (2024年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	8,006	7,768
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	156	158
(うち新株予約権(百万円))	(156)	(158)
(うち非支配株主持分(百万円))	(-)	(-)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	7,849	7,609
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数(株)	9,050,430	9,050,361

3. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり当期純利益及び算定上の基礎は、以下の通りです。

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失()		
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失() (百万円)	348	198
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失() (百万円)	348	198
普通株式の期中平均株式数(株)	9,050,430	9,050,391
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	-	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	第4回(2020年6月27日) 新株予約権 290個(普通株式29,000株) 第5回(2021年6月29日) 新株予約権 1,560個(普通株式156,000株)	-

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

社債の発行がないため、記載を省略しています。

【借入金等明細表】

借入金等は金額が僅少であり重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しています。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	255	484	858	1,238
税金等調整前四半期 (当期) 純損失 (百万円)	26	112	150	184
親会社株主に帰属する四半期 (当期) 純損失 (百万円)	19	99	138	198
1 株当たり四半期 (当期) 純損失 (円)	2.16	10.99	15.25	21.91

(会計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
1 株当たり四半期純損失 (円)	2.16	8.83	4.26	6.65

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,447	2,233
売掛金	1	1
短期貸付金	287	20
1年内回収予定の長期貸付金	1,041	394
未収入金	136	126
その他	5	7
貸倒引当金	0	0
流動資産合計	3,920	2,783
固定資産		
有形固定資産		
建物	827	839
減価償却累計額	90	143
建物(純額)	736	695
構築物	10	21
減価償却累計額	0	2
構築物(純額)	9	18
工具、器具及び備品	30	33
減価償却累計額	16	22
工具、器具及び備品(純額)	13	11
土地	693	693
有形固定資産合計	1,452	1,419
無形固定資産		
ソフトウェア	0	2
その他	0	0
無形固定資産合計	0	2
投資その他の資産		
関係会社株式	1,269	1,559
長期貸付金	1,064	1,837
繰延税金資産	8	3
敷金及び保証金	59	59
その他	226	225
貸倒引当金	584	458
投資その他の資産合計	2,044	3,227
固定資産合計	3,497	4,649
資産合計	7,417	7,433

(単位：百万円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
負債の部		
流動負債		
未払法人税等	16	17
賞与引当金	15	-
その他	32	60
流動負債合計	64	78
固定負債		
資産除去債務	18	18
長期預り敷金保証金	173	173
固定負債合計	191	191
負債合計	256	269
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,049	3,049
資本剰余金		
資本準備金	3,012	3,012
資本剰余金合計	3,012	3,012
利益剰余金		
利益準備金	74	74
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	869	869
利益剰余金合計	943	943
自己株式	0	0
株主資本合計	7,004	7,004
新株予約権	156	158
純資産合計	7,161	7,163
負債純資産合計	7,417	7,433

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
売上高	2 150	2 496
売上原価	82	84
売上総利益	68	412
販売費及び一般管理費		
役員報酬	45	47
給料	121	111
賞与引当金繰入額	13	4
株式報酬費用	81	17
役員退職慰労金	15	-
退職給付費用	1	1
福利厚生費	22	18
賃借料	28	28
減価償却費	13	12
支払報酬	45	44
支払手数料	23	26
外注委託料	8	6
貸倒引当金繰入額	0	0
その他	70	78
販売費及び一般管理費合計	490	388
営業利益又は営業損失()	422	23
営業外収益		
受取利息	2 35	2 23
貸倒引当金戻入額	33	-
その他	0	0
営業外収益合計	69	23
営業外費用		
支払利息	0	-
子会社株式取得関連費用	-	21
控除対象外消費税	5	-
その他	0	1
営業外費用合計	5	22
経常利益又は経常損失()	357	24
特別利益		
受取保険金	51	9
新株予約権戻入益	22	15
特別利益合計	73	25
特別損失		
固定資産除却損	1 0	-
特別調査費用	20	-
出資金評価損	1	2
減損損失	0	-
特別損失合計	23	2
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	307	47
法人税、住民税及び事業税	122	2
法人税等調整額	6	4
法人税等合計	115	1
当期純利益又は当期純損失()	192	45

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本							新株予約権	純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式			株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	3,049	3,012	3,012	74	1,115	1,189	0	7,250	97	7,348
当期変動額										
剰余金の配当					54	54		54		54
当期純損失（ ）					192	192		192		192
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									59	59
当期変動額合計	-	-	-	-	246	246	-	246	59	187
当期末残高	3,049	3,012	3,012	74	869	943	0	7,004	156	7,161

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本							新株予約権	純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式			株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	3,049	3,012	3,012	74	869	943	0	7,004	156	7,161
当期変動額										
自己株式の取得							0	0		0
剰余金の配当					45	45		45		45
当期純利益					45	45		45		45
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									2	2
当期変動額合計	-	-	-	-	0	0	0	0	2	2
当期末残高	3,049	3,012	3,012	74	869	943	0	7,004	158	7,163

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっています。

貯蔵品 個別法に基づく原価法

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物 定額法によっています。

構築物 定額法によっています。

その他 定率法によっています。

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しています。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき額を計上しています。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき額を計上しています。なお、当事業年度の末日においては、役員賞与引当金の計上はありません。

5 重要な収益及び費用の計上基準

A. 当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りです。

業務受託収入

業務委託契約に基づき、契約内容に応じた事務業務等の受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益及び費用を認識しています。

B. その他の源泉から生じた収益

不動産賃貸収入

不動産の賃貸による収益については、「リース取引に関する会計基準」に従い、賃貸借契約期間にわたって「その他の源泉から生じた収益」として収益を認識しています。

(重要な会計上の見積り)

貸倒引当金

財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

勘定科目	前事業年度	当事業年度
貸倒引当金(流動)	0	0
貸倒引当金(固定)	584	458

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

貸倒引当金については、売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、各取引先の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。当社において上記債権の回収可能性について、返済状況を把握するとともに、債権先の決算報告書の確認をし、財政状態や収支状況を把握をすることで、信用リスクに応じた債権分類を適切に実施し、担保による債権保全等を考慮した上で、個別評価の算出をしています。現状の貸倒引当金計上額で、発生する可能性のある損失を適切に見積っていると考えていますが、急激な経済金融情勢の変化が発生した場合、翌事業年度において実際の貸倒損失が引当金計上額と相違する可能性があります。

(貸借対照表関係)

1 保証債務

他の会社の、金融機関等からの借入に対し、債務保証を行っています。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
医療法人樹恵会(借入債務)	477百万円	406百万円
計	477百万円	406百万円

2 関係会社に対する金銭債権または金銭債務

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
短期債権	411百万円	147百万円
長期債権	725百万円	852百万円
短期債務	3百万円	3百万円
長期債務	27百万円	27百万円

(損益計算書関係)

1 固定資産除却損の内容は次の通りです。

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
工具、器具及び備品	0百万円	-百万円
計	0百万円	-百万円

2 関係会社との取引は次の通りです。

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業取引	12百万円	371百万円
営業取引以外の取引	34百万円	23百万円

(有価証券関係)

前事業年度(2023年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額1,269百万円)は、市場価格のない株式等のため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載していません。

当事業年度(2024年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額1,559百万円)は、市場価格のない株式等のため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載していません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
繰延税金資産		
繰越欠損金	87百万円	118百万円
賞与引当金	5百万円	-百万円
貸倒引当金	11百万円	0百万円
投資有価証券評価損	3百万円	3百万円
関係会社株式評価損	49百万円	15百万円
未払事業税	4百万円	4百万円
資産除去債務	0百万円	0百万円
その他	3百万円	5百万円
繰延税金資産小計	166百万円	148百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	87百万円	118百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	70百万円	26百万円
評価性引当額小計	157百万円	144百万円
繰延税金資産合計	8百万円	3百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
法定実効税率	税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目		0.02%
住民税均等割		2.55%
評価性引当額の増減		28.46%
その他		0.52%
税効果会計適用後の法人税等の負担率		4.21%

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しています。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っています。

(企業結合等関係)

連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	827	12	-	839	143	53	695
構築物	10	11	-	21	2	1	18
工具、器具及び備品	30	5	1	33	22	5	11
土地	693	-	-	693	-	-	693
有形固定資産計	1,561	28	1	1,587	168	59	1,419
無形固定資産							
ソフトウェア	0	2	-	2	-	1	2
その他	0	-	-	0	-	-	0
無形固定資産計	0	2	-	2	-	1	2

(注) 1 当期首残高及び当期末残高につきましては、取得価額により記載しております。

2 当期増加の主な内容は以下の通りです。

建物	12百万円	北海道の商業施設(留萌)の改修工事によるものです。
構築物	11百万円	北海道の商業施設(釧路)の改修工事によるものです。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	584	0	-	127	458
賞与引当金	15	-	15	-	-

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、次のとおりであります。

子会社であったグローム・プラス株式会社、グローム・ステイ株式会社及び合同会社シアトル525を、2023年10月1日付で当社を存続会社とする吸収合併を行ったため、127百万円の戻入益を計上しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しています。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 - 無料
公告掲載方法	当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができないやむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 なお、電子公告は当社ウェブサイトに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 https://glome-holdings.com/ir/
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しています。

- | | |
|---|----------------------|
| (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書 | |
| 事業年度 第31期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日） | 2023年6月29日関東財務局長に提出 |
| (2) 内部統制報告書及びその添付書類 | |
| 事業年度 第31期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日） | 2023年6月29日関東財務局長に提出 |
| (3) 四半期報告書及び確認書 | |
| 第32期第1四半期（自 2023年4月1日 至 2023年6月30日） | 2023年8月14日関東財務局長に提出 |
| 第32期第2四半期（自 2023年7月1日 至 2023年9月30日） | 2023年11月14日関東財務局長に提出 |
| 第32期第3四半期（自 2023年10月1日 至 2023年12月31日） | 2024年2月14日関東財務局長に提出 |
| (4) 臨時報告書 | |
| 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2
（決議事項の決議）の規定に基づく臨時報告書 | 2023年6月30日関東財務局長に提出 |

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2024年6月26日

グローム・ホールディングス株式会社

取締役会 御中

協立神明監査法人

東京事務所

代表社員
業務執行社員 公認会計士 朝 田 潔

代表社員
業務執行社員 公認会計士 田 中 伴 一

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているグローム・ホールディングス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローム・ホールディングス株式会社及び連結子会社の2024年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

医療関連セグメントにおける売掛金及び貸付金の評価の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>グローム・ホールディングス株式会社の連結貸借対照表において、医療関連セグメントにおける売掛金142百万円(総資産の約1.6%)、貸付金2,615百万円(総資産の約31.2%)及び対応する貸倒引当金319百万円(総資産の約3.8%)が計上されている。</p> <p>(重要な会計上の見積り)に記載のとおり、売掛金及び貸付金を信用リスクに応じて一般債権及び貸倒懸念債権等に分類し、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額が貸倒引当金として計上されている。</p> <p>貸倒懸念債権等の信用リスクに応じた分類は、返済状況に加え、債務者の財政状態等の定量的要因及び業績見通し等の定性的要因も勘案した、債務者のモニタリングを通して判定されるため、経営者による判断を伴う。</p> <p>加えて、貸倒懸念債権等の個別貸倒引当金の測定においては、主に担保となる不動産からの回収可能性の見積りが必要となるが、当該見積りは経営者による判断を伴う。</p> <p>以上から、当監査法人は、グローム・ホールディングス株式会社の売掛金及び貸付金の評価が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、売掛金及び貸付金の評価の合理性を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1)内部統制の評価 売掛金及び貸付金の評価に関する、内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。評価にあたっては、特に以下の点に焦点を当てた。 債権分類を適切に実施するための債務者モニタリングが適時・適切に実施されているか。</p> <p>(2)売掛金及び貸付金の評価の合理性の検討 売掛金及び貸付金の評価の合理性を検討するために、以下を含む監査手続を実施した。 債権の信用リスクに応じた分類の妥当性を評価するため、経理担当者への質問及び関連資料の閲覧を行った。 不動産を含む担保評価については、鑑定評価書及び契約書等と照合し、評価の妥当性を検証した。</p>

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、グローム・ホールディングス株式会社の2024年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、グローム・ホールディングス株式会社が2024年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査根拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査根拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。

- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査根拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、【提出会社の状況】に含まれる【コーポレート・ガバナンスの状況等】(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 上記は監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年6月26日

グローム・ホールディングス株式会社

取締役会 御中

協立神明監査法人

東京事務所

代表社員
業務執行社員 公認会計士 朝 田 潔

代表社員
業務執行社員 公認会計士 田 中 伴 一

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているグローム・ホールディングス株式会社株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第32期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローム・ホールディングス株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

医療関連セグメントにおける売掛金及び貸付金の評価の妥当性
連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 上記は監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象に含まれていません。